

昭和五十三年通商産業省令第三十四号

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則

特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（昭和五十三年政令第二百九十一号）の規定に基づき、並びにこれらの法令を実施するため、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則を次のように制定する。

目次

- 第一章 総則（第一条—第十一条の四）
- 第二章 国際出願（第十二条—第三十八条）
- 第三章 国際調査（第三十九条—第五十条の三）
- 第四章 国際予備審査（第五十一条—第七十条）
- 第五章 雑則（第七十一条—第八十五条）

附則

第一章 総則

（用語）

第一条 この省令で使用する用語は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（以下「法」という。）で使用する用語の例による。（書面による手続等）

第二条 法に基づく国際出願、国際調査及び国際予備審査に関する手続（以下「手続」という。）は、法令に別段の定めがある場合を除き、書面で行わなければならない。

2 書面は、一件ごとに作成しなければならない。

3 書面には、提出者の氏名又は名称及びあて名を記載し、かつ、署名をしなければならない。

（書面の用語等）

第三条 書面は、次項に規定するものを除き、当該書面に係る国際出願の言語と同一の言語により記載しなければならない。

2 委任状、国籍証明書その他の書面であつて、当該書面に係る国際出願の言語以外の言語により記載されたものには、当該国際出願の言語によるその翻訳文を添付しなければならない。

（記載してはならない表現等）

第四条 国際出願には、次のものを記載してはならない。

一 善良の風俗に反する表現又は図面

二 公の秩序に反する表現又は図面

三 出願人以外の特定の者の生産物、方法又は出願若しくは特許の利点若しくは有効性をひぼうする記述

四 国際出願に記載した事項と関連性のない又は不必要な記述

（代理権の証明）

第五条 法定代理権若しくは次に掲げる手続をする者の代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつてこれを証明しなければならない。

一 第三十六条第一項に規定する国際出願の取下げ、条約第四条（1）（i i）の規定による締約国（以下「指定国」という。）の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げ

二 国際予備審査を請求する者が国際予備審査請求書においてする代理人又は代表者の選任の届出

2 手続をした者が第六条第二項の規定による代理人若しくは代表者の選任の届出又は第六条の二第一項の規定による復代理人の選任の届出をする場合は、その代理人若しくは復代理人の代理権又は代表者である旨は、書面をもつて証明しなければならない。

3 特許庁長官は、代理人又は第六条第一項に規定する代表者がした前二項に掲げる手続以外の手続について必要があると認めるときは、代理権又は代表者である旨を証明する書面の提出を命ずることができる。

（代理人又は代表者の選任等）

第六条 手続をする者は、その者が記名し、かつ、署名をした願書又は国際予備審査請求書においてその代理人又は代表者の選任を届け出ることができる。

2 前項の規定による届出をしなかつた者がその代理人又は代表者の選任を届け出るときは、様式第一又は様式第一の二によりしなければならない。

3 手続をした者がその代理人又は代表者の選任を届け出た後に、それぞれ、代理人又は代表者の選任を更に届け出たときは、その届出の書面に先の届出に係る代理人又は代表者を引き続き代理人又は代表者とする旨の記載がある場合を除き、先の届出は取り下げられたものとみなす。

4 手続をした者の代理人又は代表者の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二又は様式第二の二によりしなければならない。

（復代理人の選任等）

第六条の二 手続をした者の代理人は、その代理権を証明する書面に、当該代理人が復代理人を選任することができない旨の記載がある場合を除き、手続をした者の復代理人の選任を届け出ることができる。

2 前項の規定による届出は、様式第二の三又は様式第二の四によりしなければならない。

3 手続をした者の復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二の五又は様式第二の六によりなければならない。

（包括委任状の提出等）

第六条の三 手続をする者が規則 90. 5（b）に規定する包括委任状を提出するときは、様式第二の七又は様式第二の八によりしなければならない。

2 前項の規定により包括委任状を提出した者は、その写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付して第五条に規定する書面による証明に代えることができる。

3 第一項の包括委任状に記載された代理人の解任又は辞任を届け出るときは、様式第二の九又は様式第二の十によりしなければならない。

第六条の四 手続をする際の第五条の規定による証明については、工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（平成二年通商産業省令第四十一号。以下「特例法施行規則」という。）第六条第一項の規定によりあらかじめ特許庁長官に提出した事件を特定しない代理権を証明する書面を援用してすることができる。

2 前項の援用は、同項の書面の写しを願書、国際予備審査請求書その他の国際出願に関する書類に添付することによりしなければならない。

(書面による証明)

第七条 手続をする者は、手続をすることについて第三者の許可又は同意を要するときは、書面をもってこれを証明しなければならない。

第八条 特許庁長官は、出願人のした手続について必要があると認めるときは、次に掲げる書面の提出を命ずることができる。

- 一 その国籍を証明する書面
- 二 法人であるときは、法人であることを証明する書面
- 三 その住所又は居所(法人にあつては、営業所)を証明する書面

(氏名変更等の届出)

第九条 手続をした者又はその代理人がその氏名若しくは名称又はあて名を変更したときは、様式第三若しくは様式第三の二又は様式第四若しくは様式第四の二により、特許庁長官に対し、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 手続をした者がその国籍又は住所の変更を届け出るときは、様式第五の三若しくは様式第五の四又は様式第五の五若しくは様式第五の六によりしなければならない。

3 発明者の氏名若しくは名称又はあて名の変更を届け出るときは、様式第三若しくは様式第三の二又は様式第四若しくは様式第四の二によりしなければならない。

(名義変更の届出)

第十条 手続をした者の名義が変更したときは、様式第六又は様式第六の二により、特許庁長官に対し、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。

2 発明者の名義の変更を届け出るときは、様式第六又は様式第六の二によりしなければならない。

(国際出願番号の表示)

第十一条 特許庁に対し国際出願の後その国際出願に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその国際出願番号を表示しなければならない。

(ファクシミリ装置による書類の提出)

第十一条の二 特許庁に対し願書その他の国際出願に関する書類を提出しようとする者は、当該書類をファクシミリ装置により提出することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出された書類に記載された事項の全部若しくは一部が明りようでない場合又はその書類の一部が特許庁に到達しなかつた場合は、その明りようでない部分又は到達しなかつた部分についてその書類の提出は行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された国際出願に関する書類について必要があると認めるときは、当該出願人に対し、相当の期間を指定してその書類の原本の提出を命ずることができる。

4 前項の規定により、願書、明細書、請求の範囲、必要な図面又は要約書の原本の提出を命じられた者が、同項の規定により指定された期間内に当該原本を提出しなかつたときは、当該国際出願は取り下げられたものとみなす。

5 第三項の規定により書類(願書、明細書、請求の範囲、必要な図面又は要約書を除く。)の原本の提出を命じられた者が、同項の規定により指定された期間内に当該原本を提出しなかつたときは、当該書類の提出は、行われなかつたものとみなす。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関等の告示)

第十一条の三 特許庁長官は、条約第十六条(2)及び条約第三十二条(2)並びに規則35.2(a)(ii)(規則59.1において準用する場合を含む。)の規定により特許庁以外の条約に規定する国際調査機関及び国際予備審査機関(以下この条において「国際調査機関等」という。)の特定をしたときは、遅滞なく、その国際調査機関等、その国際調査機関等によつて管轄されることとなる国際出願の種類その他必要な事項を告示しなければならない。

(謄本等の請求)

第十一条の四 出願人又はその出願人の承諾を得た者は、特許庁長官に対し、その出願人の国際出願に関する書類の謄本の交付又は工業所有権に関する手続等の特例に関する法律(平成二年法律第三十号。以下「特例法」という。)第二条第一項の電子計算機に備えられたファイル(以下単に「ファイル」という。)に記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。

2 何人も、条約第二十一条に規定する国際公開(以下本条において同じ。)があつた後は、特許庁長官に対し、国際出願に関する書類の謄本の交付又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求することができる。ただし、国際予備審査に係る書類、国際事務局が国際公開の対象から除外した情報又は規則26の2.3(h)2の規定に基づき特許庁長官が国際事務局に送付しないこととした文書の全部若しくは一部については、この限りでない。

第二章 国際出願

(外国語による国際出願の言語)

第十二条 法第三条第一項の経済産業省令で定める外国語は、英語とする。

(発明の単一性)

第十三条 国際出願は、一の発明又は規則第十三規則に規定する単一の一般的発明概念を形成するように連関している一群の発明ごとにするものとする。

(願書等の提出)

第十四条 願書、明細書、請求の範囲、必要な図面及び要約書は、それぞれ別の書面で作成しなければならない。

2 前項の書面は、各一通を提出しなければならない。

(願書の記載事項)

第十五条 法第三条第二項第四号の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 出願人のあて名(出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人のあて名)
- 二 代理人又は代表者がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名
- 三 指定国のうち、いずれかの国の国内法令が条約第二条(vi)に規定する国内出願(以下「国内出願」という。)をするときに発明者の氏名又は名称及びあて名を表示することを定めている場合は、これらの事項
- 四 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとする者は、その旨及び次に掲げる事項
 - イ 優先権の主張の基礎となる出願が、国内出願(条約第二条(v)に規定する広域出願(以下「広域出願」という。)を除く。)である場合にあつてはその出願のされたパリ条約(千九百年十二月十四日にブラッセルで、千九百十一年六月二日にワシントンで、千九百二十五年十一月六日にヘーグで、千九百三十四年六月二日にロンドンで、千九百五十八年十月三十一日にリスボンで及び千九百六十七年七月十四日にストックホルムで改正された工業所有権の保護に関する千八百八十三年三月二十日のパリ条約をいう。以下同じ。)の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国名、広域出願である場合にあつては条約第四十五条(1)に規定する広域特許条約(以

下「広域特許条約」という。)に基づき条約第二条(i v)に規定する広域特許を付与する権限を有する機関の名称、国際出願である場合にあってはその出願のされた受理官庁の名称

- ロ 優先権の主張の基礎となる出願の年月日
 - ハ 優先権の主張の基礎となる出願の出願番号
 - ニ 優先権の主張の基礎となる出願が広域出願であり、かつ、広域特許条約の締結国のいずれかがパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国のいずれにも該当しない場合にあっては、その出願がその国についてされた国のうち、少なくとも一のパリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国の国名
- 五 出願人が、指定国のうちいずれかの国においてその国際出願が条約第四十三条に規定する追加特許、追加発明者証若しくは追加実用証を受けようとする出願又は規則4. 11(a)(i i)に規定する継続出願若しくは一部継続出願として取り扱われることを求める場合にはその旨並びに当該国際出願の原出願の出願番号及び出願年月日又は当該国際出願の原特許、原発明者証若しくは原実用証の番号及び出願年月日
- 六 出願人が選択する国際調査機関に対し、国際調査を行うに当たり、他の国際出願に係る国際調査、国内出願に係る条約第十五条(5)(a)に規定する国際型調査(以下「国際型調査」という。)又は国内出願に係る調査(第二十一条の二において「先の調査」と総称する。)の結果を考慮することを希望する者は、その旨及び当該国際出願又は国内出願のされた国名、出願年月日及び出願番号並びに国際型調査を請求した国内出願の場合にあっては当該国際型調査の請求の年月日及び請求の番号
- 七 出願人が選択する管轄国際調査機関の表示
(願書の様式)

第十六条 願書は、印刷又はコンピューター印字による別に定める様式により作成しなければならない。

- 2 前項の書面にする出願人の署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の署名とする。
(明細書の記載事項等)

第十七条 明細書には、その発明の属する技術の分野における専門家がその実施をすることができる程度に、明確かつ十分にその発明の説明を記載しなければならない。

- 2 明細書は、様式第八又は様式第八の二により作成しなければならない。
(請求の範囲の記載事項等)

第十八条 請求の範囲には、保護が求められている事項を発明の技術的特徴により明確かつ簡潔に記載しなければならない。この場合において、請求の範囲は、明細書により十分に裏付けされていなければならない。

- 2 請求の範囲は、様式第九又は様式第九の二により作成しなければならない。
(図面の様式)

第十九条 図面は、様式第十又は様式第十の二により作成しなければならない。
(要約書の記載事項等)

第二十条 要約書には、明細書、請求の範囲及び図面に記載されている発明の概要を記載しなければならない。

- 2 要約書は、様式第十一又は様式第十一の二により作成しなければならない。
(認証謄本の提出等)

第二十一条 国際出願において国内出願又は国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、条約第二条(x i)に規定する優先日(以下「優先日」という。)から一年四月以内に、その国内出願又は国際出願を受理した当局が認証した当該国内出願又は国際出願の謄本(以下「優先権書類」という。)を、特許庁長官に対し、提出することができる。

- 2 前項の規定による優先権書類の提出は、様式第十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。
- 3 国際出願において特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願を基礎とする優先権を主張しようとする出願人は、優先日から一年四月以内に、優先権書類を国際事務局に送付するよう、特許庁長官に対し、請求することができる。
- 4 前項の規定による請求をする者は、その優先権を主張する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。
- 5 第三項の規定による請求は、願書又は様式第十一の五若しくは様式第十一の六によりしなければならない。
(先の調査の結果の提出等)

第二十一条の二 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、当該国際出願の願書に、次に掲げる事項を記載することができる。

- 一 当該国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨又は異なる言語で出願されたことを除き国際出願が先の調査が行われた出願と同一若しくは実質的に同一である旨の陳述
 - 二 出願人が選択する国際調査機関が当該国際調査機関が認める形式及び方法で次に掲げる書面を入手可能であるため、当該出願人が当該国際調査機関に当該書面を提出することを要求されない旨
 - イ 先の調査の結果に係る出願の写し
 - ロ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果に係る出願の翻訳文
 - ハ 当該国際調査機関が認める言語による先の調査の結果の翻訳文
 - ニ 先の調査の結果に列記された文献の写し
 - 三 特許庁又は出願人が選択する国際調査機関が、特許庁又は当該国際調査機関が認める形式及び方法で先の調査の結果の写しを入手可能であるため、当該出願人が特許庁に当該書面を提出することを要求されない旨
- 2 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、先の調査が出願人が選択する国際調査機関と同一の機関によって行われた場合、前項の規定により国際出願の願書に同項第三号の事項が記載された場合及び次項の規定による請求を行う場合を除き、国際出願の願書に先の調査の結果の写しを添付しなければならない。
- 3 国際出願において先の調査の結果を考慮することを希望する出願人は、特許庁が先の調査を行つた場合であつて、出願人が選択する国際調査機関が特許庁以外の条約に規定する国際調査機関であるときにあっては、特許庁長官に対し、先の調査の結果の写しを当該国際調査機関に送付するよう請求することができる。
- 4 前項の規定による請求をする者は、先の調査の結果の写しの送付を請求する旨を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該先の調査の結果の写しの送付を請求するための書類の提出を求めることができる。
- 5 第三項の規定による請求は、願書によりしなければならない。

(国際出願番号等の通知)

第二十二條 特許庁長官は、国際出願として提出された書類を受理したときは、その国際出願番号及び当該国際出願が特許庁に到達した日を出願人に通知しなければならない。

(意見書の提出)

第二十二條の二 出願人は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられたときは、同項の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(国際出願日の通知)

第二十三條 特許庁長官は、法第四条第一項又は第三項の規定により国際出願日の認定をしたときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

(手続補完書の様式)

第二十四條 法第四条第二項の規定による命令又は法第十七条の規定による手続の補完は、様式第十二又は様式第十二の二によりしなければならない。

(国際出願として取り扱わない旨の通知)

第二十五條 特許庁長官は、法第四条第二項の規定により手続の補完をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定した期間内に手続の補完に係る書面の提出をしないとき又は同項の規定による命令に基づき提出された当該書面において、その手続の補完がされていないとき(特許庁長官が第二十九条の五第一項(同条第三項において準用する場合を含む。)の規定による国際出願日の認定をした場合を除く。)は、その出願は国際出願として取り扱われぬ旨をその理由を付して出願人に通知しなければならない。

(図面の提出の様式)

第二十六條 法第五条第二項又は法第十七条の規定による図面の提出は、様式第十三又は様式第十三の二によりしなければならない。

(図面の提出期間)

第二十七條 法第五条第二項の経済産業省令で定める期間は、同条第一項の規定による通知の日から二月とする。

(優先権の主張の追加)

第二十七條の二 出願人は、優先日(優先権の主張を追加して行うことにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日)から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張を追加して行うことができる。

2 前項の規定による優先権の主張の追加は、様式第十三の三又は様式第十三の四によりしなければならない。

(優先権の主張の補正)

第二十七條の三 出願人は、優先日(優先権の主張について補正をすることにより優先日について変更が生じる場合には、変更前の優先日又は変更後の優先日のいずれか早い日)から一年四月の期間が満了する日又は国際出願の日から四月の期間が満了する日のいずれか遅い日までの間に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をすることができる。

2 前項の規定による補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりしなければならない。

(優先権の主張の補正命令等)

第二十八條 特許庁長官は、国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が第十五条第四号に規定する要件を満たしていない場合又は国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が優先権書類の記載事項と同一でないことと認められた場合は、優先権の主張について補正をすべきことを出願人に命じなければならない。

2 前項の規定による命令に基づく補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりしなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により優先権の主張について補正をすべきことを命じられた出願人が前条第一項に規定する期間内にその補正をしなかつたときは、その優先権の主張は初めからなかつたものとみなす旨を出願人に通知しなければならない。ただし、当該補正の事由が、優先権の主張の基礎となる出願の番号の記載がないこと、国際出願の願書に記載された優先権の主張に係る事項が優先権書類の記載事項と同一でないこと又は国際出願日が優先日から一年二月を経過した後の日でないことであるときは、この限りでない。

(優先権の主張の補正の特例)

第二十八條の二 出願人が、第二十七條の三の規定にかかわらず、前条第三項の規定による通知を受ける前であつて第二十七條の三第一項に規定する期間の経過後一月以内に、特許庁長官に対し、書面により優先権の主張について補正をしたときは、その補正は、同項に規定する期間内にしたものとみなす。

(優先権の回復の請求)

第二十八條の三 条約第八条(1)の規定により国際出願について優先権を主張しようとしたにもかかわらず、規則2.4(a)に規定する優先期間(以下この項及び第三項において単に「優先期間」という。)内に当該国際出願をすることができなかつた者は、優先期間の経過後二月以内(条約第二十一条(2)(b)の規定による国際出願の国際公開の請求があり、かつ、当該請求により国際公開の技術的な準備が完了した後を除く。)に当該国際出願をしたときは、特許庁長官に対し、書面により当該優先権の回復を請求することができる。ただし、故意に、優先期間内にその国際出願をしなかつたことと認められる場合は、この限りでない。

2 前項の規定による優先権の回復の請求(以下次条までにおいて「優先権の回復請求」という。)は、願書又は様式第十五の二の二若しくは様式第十五の二の三(次項において「優先権の回復請求書」という。)によりしなければならない。

3 優先権の回復請求をする者は、第一項に規定する期間内に様式第十五の二の四又は様式第十五の二の五(優先権の回復請求書により優先権の回復請求をする場合にあつては、優先権の回復請求書)に、優先期間内に国際出願をすることができなかつた理由(以下この条において「回復理由」という。)を記載して特許庁長官に提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該回復理由があることを証明する書面の提出を求めることができる。

4 優先権の回復請求をする者は、国際出願の際に当該優先権の回復請求に係る優先権を主張しなかつたときは、第一項に規定する期間内に、その優先権を主張しなければならない。

5 前項の規定による優先権の主張は、様式第十三の三又は様式第十三の四によりしなければならない。

(優先権の回復の決定等)

第二十八條の四 特許庁長官は、優先権の回復請求があつたときは、当該優先権の回復請求を認めるか否かの決定をしなければならない。

2 特許庁長官は、優先権の回復請求を認めない旨の決定をしようとするときは、出願人に対し、その理由を通知し、相当の期間を指定して、意見書を提出する機会を与えなければならない。

3 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

4 特許庁長官は、第一項の規定による決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

(願書に記載されている事項の職権による抹消)

第二十九条 特許庁長官は、願書に法第三条第二項に定める事項以外の事項が記載されているときは、職権によりその事項を抹消しなければならない。

(優先権の主張の基礎となる出願の明細書等の引用による補充)

第二十九条の二 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、当該認定に係る国際出願が同項第四号に該当する場合(当該認定に係る国際出願の願書に優先権の主張が記載されている場合であつて、かつ、規則4.18の規定により当該認定に係る国際出願に含まれていない明細書又は請求の範囲が当該優先権の主張の基礎となる出願に含まれている旨の陳述をした場合に限り)には、規則20.3(a)(ii)の規定により出願人に対し、書面により明細書又は請求の範囲の補充(以下第二十九条の五まで、第三十七条及び第三十七条の二において「明細書等の引用補充」という。)を二月以内にすべきことを命じなければならない。

2 前項の規定による命令があつたときは、出願人は、同項に規定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充は様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書の提出は様式第十一の七又は様式第十一の八により、それぞれしなければならない。

(明細書等の引用補充の特例)

第二十九条の三 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、明細書等の引用補充をすることができる。

(優先権の主張の基礎となる出願の写し等の提出)

第二十九条の四 出願人は、第二十九条の二第一項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充をするときは、特許庁長官に、優先権の主張の基礎となる出願の写し(当該出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあっては、当該出願の写し及び当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文)を、同項に規定する期間内に提出しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合には、当該出願の写しを提出することは要しない。

一 出願人が、第二十一条第一項の規定により優先権書類を特許庁長官に提出した場合

二 出願人が、特許庁長官に対し、第二十一条第三項の規定による請求をした場合

三 出願人が、規則17.1(b)2)の規定による請求をした場合

2 前項の規定により提出すべき出願の写し(当該出願に係る国際出願の言語による翻訳文を含む。)の提出は、様式第十一の三又は様式第十一の四によりしなければならない。

3 前二項の規定は、第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合に準用する。

(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の五 特許庁長官は、出願人が第二十九条の二第一項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充を同項に規定する期間内にしたときは、当該明細書等の引用補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.3(b)(i)又は20.3(b)(ii)の規定により認定しなければならない。ただし、国際出願日として認定する日が法第四条第三項の規定により認定された国際出願日以前の日となるときは、この限りでない。

2 特許庁長官は、前項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を出願人に通知しなければならない。

3 前二項の規定は、出願人が第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(国際出願の欠落部分の補充等)

第二十九条の六 特許庁長官は、法第四条第一項の規定による国際出願日の認定に際して、規則20.5(a)(i)、20.5(a)(ii)、20.5の2(a)(i)又は20.5の2(a)(ii)の規定により出願人に対し、書面により次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める部分の補充を二月以内にすべきことを命じなければならない。

一 明細書若しくは請求の範囲の一部がないこと(法第四条第一項第四号に該当する場合を除く。)又は図面の全部若しくは一部がないことを発見した場合 当該部分(以下第二十九条の十まで、第三十七条及び第三十七条の二において「欠落部分」という。)

二 明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部が誤つて提出されていることを発見した場合 当該部分に代わるべき適当な部分(以下第二十九条の十まで、第三十七条及び第三十七条の二において「適当な明細書等」という。)

2 前項の規定による命令があつたときは、出願人は、同項に規定する期間内に限り、特許庁長官に意見書を提出することができる。

3 第一項の規定による命令に基づく欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充は様式第十二又は様式第十二の二により、前項の意見書の提出は様式第十一の七又は様式第十一の八により、それぞれしなければならない。

(欠落部分の補充等の特例)

第二十九条の七 出願人は、前条第一項の規定にかかわらず、国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日から二月間に限り、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をすることができる。

(欠落部分を記載した箇所の記載等)

第二十九条の八 出願人は、規則20.5(a)(ii)の規定により欠落部分の補充をするとき(図面の全部を補充するときを除く。)は、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を、規則20.5の2(a)(ii)の規定により適当な明細書等の補充をするとき(明細書、請求の範囲又は図面の全部を補充するときを除く。)は、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を、様式第十二又は様式第十二の二に記載しなければならない。

2 出願人が、規則20.5(a)(ii)の規定により当該欠落部分の補充をするとき又は規則20.5の2(a)(ii)の規定により当該適当な明細書等の補充をするときは、第二十九条の四第一項及び第二項の規定を準用する。この場合において、同条中「第二十九条の二第一項」とあるのは「第二十九条の六第一項又は第二十九条の七」と、「明細書等の引用補充」とあるのは「欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充」と読み替えるものとする。

(国際出願日の認定及びその通知)

第二十九条の九 特許庁長官は、出願人が第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同項に規定する期間内にしたときは、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める規定により当該欠落部分の補充又は当該適当な明細書等の補充に係る国際出願の国際出願日を認定し、又は訂正しなければならない。ただし、国際出願日として認定する日が法第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日と同じ日となるときは、この限りでない。

一 第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく欠落部分の補充を同項に規定する期間内にした場合 規則20.5(b)若しくは20.5(d)の規定による認定又は規則20.5(c)の規定による訂正

二 第二十九条の六第一項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充を同項に規定する期間内にした場合 規則20.5の2(b)若しくは20.5の2(d)の規定による認定又は規則20.5の2(c)の規定による訂正

- 2 前項の規定により適当な明細書等の補充に係る国際出願の国際出願日を規則20.5の2(b)の規定により認定し、又は規則20.5の2(c)の規定により訂正したときは、その誤って提出された明細書、請求の範囲又は図面の全部又は一部は、当該国際出願に含まれないものとみなす。
- 3 特許庁長官は、第一項の規定により国際出願日を認定したときは、当該国際出願日として認定した日を、同項の規定により国際出願日を訂正したときは、その訂正後における国際出願日を、それぞれ出願人に通知しなければならない。
- 4 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(欠落部分の補充の取下げ等)

第二十九条の十 出願人は、前条第三項の規定による通知の日から一月間に限り、同条第一項の規定により国際出願日が訂正された国際出願に係る欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げがあつたときは、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充に係る前条第一項の規定による国際出願日の訂正はなかつたものとみなす。
- 3 第一項の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げは、様式第十五の三又は様式第十五の四によりしなければならない。
- 4 前三項の規定は、出願人が第二十九条の七の規定による欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充を同条に規定する期間内にした場合に準用する。

(手続の補正)

第三十条 法第六条第六号の経済産業省令で定める方式は、次に掲げる方式とする。

- 一 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名(出願人が二人以上ある場合にあつては、日本国民等である出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名)の記載があること。
- 二 提出者の氏名又は名称の記載及び署名(提出者が二人以上ある場合にあつては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名)があること。
- 三 願書にあつては、別に定める様式により、明細書、請求の範囲、図面及び要約書にあつては、様式第八から様式第十一の二までにより、それぞれ作成されていること。

(意見書の提出)

第三十条の二 出願人は、法第六条の規定により手続の補正をすべきことを命じられたときは、同条の規定により指定された期間内に限り、意見書を提出することができる。

- 2 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(手続補正書の様式)

第三十一条 法第六条の規定による命令に基づく手続の補正は、様式第十五又は様式第十五の二によりしなければならない。

(手数料の納付の補正)

第三十一条の二 特許庁長官は、国際出願をした者が法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分を除く。)の規定により納付すべき手数料を国際出願が特許庁に到達した日から一月以内に納付しないときは、当該手数料の納付の補正をすべきことを命じなければならない。

- 2 前項の規定による手数料の納付の補正は、様式第二十九又は様式第二十九の二によりしなければならない。

(取り下げられたものとみなす旨の決定)

第三十二条 法第七条第二号の経済産業省令で定める期間は、前条第一項の規定により手数料の納付の補正を命じた日から一月とする。

第三十三条 法第七条第三号の経済産業省令で定める期間は、国際出願日から四月とする。

第三十四条 削除

(取り下げられたものとみなす旨の決定の通知等)

第三十五条 特許庁長官は、法第七条の規定により、国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。

- 2 特許庁長官は、法第七条第三号に該当するものとして国際出願が取り下げられたものとみなす旨の決定をしようとするときは、あらかじめその旨及び理由を出願人に通知しなければならない。

- 3 出願人は、前項の規定により通知を受けたときは、通知の日から二月以内に、特許庁長官に対し、抗弁書を提出することができる。

- 4 前項の抗弁書は、様式第十六又は様式第十六の二により作成しなければならない。

(国際出願等の取下げ)

第三十六条 出願人は、優先日から二年六月を超えるまでは、特許庁長官に対し、国際出願の取下げ、指定国の指定の取下げ又は国際出願についての優先権の主張の取下げをすることができる。

- 2 出願人が前項に規定する取下げをした場合において、当該取下げに係る指定国又は条約第三十一条(4)(a)に規定する選択国(以下「選択国」という。)が条約第二十三条又は条約第四十条の規定に基づき既に国際出願の処理又は審査を開始しているときは、当該指定国又は選択国についての当該取下げは行われなかつたものとみなす。

- 3 第一項の取下げは、様式第十七又は様式第十七の二によりしなければならない。

- 4 第一項の取下げは、出願人の代理人(すべての出願人を代理する者に限る。)又は代表者(法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。)がない場合は、すべての出願人が記名し、かつ、署名をした書面によらなければならない。

(手数料の一部返還)

第三十六条の二 条約第十二条(1)に規定する国際出願の調査用写し(以下「調査用写し」という。)が国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項(同項の表一の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付された手数料(同項に規定する同表の第三欄に掲げる金額の範囲内において同項の政令で定める金額に係る部分に限る。以下「納付手数料」という。)のうち次の各号に掲げる場合に応じ当該各号に定める金額を減じた額を出願人の請求により返還する。

- 一 次号及び第三号に該当する場合以外の場合 一万七千円(法第十八条の二の規定による手数料の軽減(以下「軽減」という。)を受ける者にあつては、一万七千円に軽減の割合を乗じて得た額。第三号において同じ。)

- 二 法第十八条第三項において準用する特許法(昭和三十四年法律第二百一十一号)第九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合(軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。)であつて、持分の定めがある場合 一万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

- 三 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合 国以外の各共有者ごとに一万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額
- 2 前項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。
(謄本の請求等)
- 第三十七条** 出願人は、出願時の国際出願に係る書類又はその手続の補完、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適当な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る書類の謄本の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。
- 2 前項の書類の謄本の交付を請求する者が必要な書類を提出したときは、これを用いて謄本を作成することができる。
- 3 前二項の書類の謄本には、原本と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
(ファイル記録事項の請求)
- 第三十七条の二** 出願人は、ファイルに記録されている出願時の国際出願に係る事項又はその手続の補完、明細書等の引用補充、欠落部分の補充、適当な明細書等の補充若しくは手続の補正に係る事項を記載した書類の交付を、特許庁長官に対し、請求することができる。
- 2 前項の書類には、記載事項がファイルに記録されている事項と相違がないことを認証する旨を記載し、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
(認証の請求等)
- 第三十七条の三** 出願人は、優先日から一年二月を経過した後、国際出願の写しを提出して出願時の国際出願と同一であることの認証を、特許庁長官に対し、請求することができる。
- 2 特許庁長官は、規則 2 4. 2 (a) の規定により国際事務局が送付する受理の通知を受領しているときは、前項の認証の請求を拒否することができる。
- 3 第一項の認証にあつては、特許庁長官が指定する職員が記名し、かつ、印を押さなければならない。
(証明書の請求)
- 第三十八条** 出願人は、特許庁長官に対し、パリ条約の同盟国又は世界貿易機関の加盟国において優先権を主張するための国際出願に関する書類について証明書の交付を請求することができる。
- 2 前項の証明書の交付を請求する者は、その優先権を主張する旨及び出願しようとする国の国名（国際出願にあつては国際出願である旨）を記載した書面を提出しなければならない。この場合において、特許庁長官は、特に必要があると認めるときは、当該優先権を主張するための書類の提出を求めることができる。
- 第三章 国際調査**
(調査用写しの受領の通知)
- 第三十九条** 特許庁長官は、調査用写しを受領したときは、その旨及びその受領した年月日を出願人に通知しなければならない。
(国際調査報告の記載事項)
- 第四十条** 国際調査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際調査をした審査官の氏名を表示しなければならない。
- 一 国際出願番号
 - 二 出願人の氏名又は名称
 - 三 国際出願日
 - 四 国際調査を完了した年月日
 - 五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
 - 六 国際調査を行った分野の分類の記号
 - 七 関連する技術に関する文献
 - 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- (国際調査機関の見解書)
- 第四十条の二** 特許庁長官は、審査官に、規則 4 3 の 2. 1 (a) の規定による国際調査機関の書面による見解（以下「国際調査機関の見解書」という。）を国際調査をする際に作成させなければならない。
- 2 審査官は、国際調査及び国際予備審査を同時に開始する場合であつて、国際出願が条約第三十四条（2）（c）（i）から（i i i）までのすべてに該当する場合は、国際調査機関の見解書の作成を要しない。
- 3 審査官は、国際調査に係る国際出願がその全部の請求の範囲につき法第十二条第二項各号のいずれかに該当するときはその旨を、国際調査に係る国際出願がその一部の請求の範囲につき同項各号のいずれかに該当するときはその旨及び当該一部の請求の範囲以外の請求の範囲のみについてした見解を、国際調査機関の見解書に記載するものとする。
- 4 審査官は、法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じた場合において、手数料の追加の納付がないときは、手数料の納付があつた発明に係る部分について国際調査機関の見解書を作成し、その他の発明に係る部分については国際調査機関の見解書の作成を要しない。
(国際調査機関の見解書の記載事項)
- 第四十条の三** 国際調査機関の見解書には、次に掲げる事項を記載し、当該見解を作成した審査官の氏名を表示しなければならない。
- 一 国際出願番号
 - 二 出願人の氏名又は名称
 - 三 国際出願日
 - 四 国際調査機関の見解書を作成した年月日
 - 五 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
 - 六 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条（2）、（3）又は（4）に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解
 - 七 前号の見解に関連する技術に関する文献
 - 八 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 審査官は、法第十条第一項の規定による国際予備審査が請求された場合には、国際調査機関の見解書は、規則 6 6. 2 (a) の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす旨並びに出願人は第五十一条の二第一項に定める期間内に答弁書を提出する機会が与えられる旨及び法第十一条の規定による補正書を提出する機会が与えられる旨を、国際調査機関の見解書に記載しなければならない。

(国際調査報告等の送付)

第四十一条 特許庁長官は、審査官が国際調査報告及び国際調査機関の見解書を作成したときは、当該国際調査報告及び国際調査機関の見解書を、国際事務局に送付すると同時に、出願人に送付しなければならない。

2 特許庁長官は、法第八条第二項の規定による国際調査報告を作成しない旨の決定があつたときは、当該決定及び国際調査機関の見解書を出願人に送付しなければならない。

(国際調査を要しない国際出願の内容)

第四十二条 法第八条第二項第一号の国際調査を要しないものとして経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 科学及び数学の理論
- 二 事業活動、純粹に精神的な行為の遂行又は遊戯に関する計画、法則又は方法
- 三 情報の単なる提示
- 四 コンピューター・プログラム（国内出願において先行技術の調査を行うものを除く。）

(手数料の追加の納付)

第四十三条 特許庁長官は、法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じるときは、その理由及び納付すべき金額を明示した文書によりしなければならない。

2 法第八条第四項の規定による命令に基づく手数料の納付は、様式第十八又は様式第十八の二によりしなければならない。

(追加手数料異議の申立て)

第四十四条 法第八条第四項の規定により手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人は、その命じられた金額の手数料を追加して納付すると同時に、その国際出願が条約第十七条(3)(a)に規定する発明の単一性の要件を満たしている旨又は命じられた手数料の追加の納付の金額が過大である旨の理由を記載した陳述書により、追加手数料異議の申立てをすることができる。

2 前項の陳述書は、様式第十九又は様式第十九の二により作成しなければならない。

(審査官の指定)

第四十五条 特許庁長官は、前条第一項の規定による追加手数料異議の申立てがあつたときは、三名の審査官を指定して、当該申立てについての決定をさせなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により審査官を指定する場合には、次の各号のいずれかに該当する者を当該事件の審査官として指定してはならない。

- 一 事件の当事者若しくは当事者であつた者又は配偶者若しくは配偶者であつた者が事件の当事者である者若しくは当事者であつた者
- 二 事件の当事者が四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族である者又はあつた者
- 三 事件の当事者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人
- 四 事件について当事者の代理人である者又はあつた者
- 五 事件について異議を申し立てられた命令に審査官として関与した者
- 六 その他事件について審査の公正を妨げるべき事情がある者

3 特許庁長官は、第一項の規定により指定した審査官のうち事件に関与することに故障がある者があるときは、その指定を解いて他の審査官をもつてこれを補充しなければならない。

(決定の合議制)

第四十五条の二 追加手数料異議の申立てについての審査及び決定は、前条第一項の規定により指定された三名の審査官の合議体が行う。

2 前項の合議体の合議は、過半数により決する。

(首席審査官)

第四十五条の三 特許庁長官は、第四十五条第一項の規定により指定した審査官のうち一名を首席審査官として指定しなければならない。

2 首席審査官は、その追加手数料異議申立て事件に関する事務を総理する。

(決定)

第四十五条の四 第四十五条第一項の決定は、次に掲げる事項を記載した文書をもつて行い、決定をした審査官がこれに記名し、かつ、印を押さなければならない。

- 一 追加手数料異議申立て事件の表示
- 二 申立人の氏名又は名称
- 三 代理人がある場合は、代理人の氏名
- 四 決定の結論及び理由
- 五 決定の年月日

2 特許庁長官は、第四十五条第一項の決定において追加して納付された手数料の全部又は一部を申立人に返還すべき旨の決定があつたときは、その返還すべきものとされた金額を申立人に返還するものとする。

3 特許庁長官は、第四十五条第一項の決定の謄本を申立人に送付しなければならない。

4 第三十七条第三項の規定は、前項の謄本に準用する。

(国際調査報告に係る発明の区分方法)

第四十六条 法第八条第五項の規定による区分は、納付された手数料で充当しうる数の発明につきその請求の範囲における発明の記載の順序に従つて手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(審査官による要約書の作成等)

第四十七条 審査官は、国際出願の要約書が、第二十条の規定に適合すると認められる場合にあつてはその旨を国際調査報告に表示し、同条の規定に適合すると認められない場合にあつてはその提出された要約書に代えて新たな要約書を作成しなければならない。

2 特許庁長官は、審査官が前項の規定により要約書を作成したときは、当該要約書を国際調査報告に添付して出願人に送付しなければならない。

3 出願人は、前項の国際調査報告の送付の日から一月間に限り、要約書の訂正を記載した書面又は意見書を提出することができる。

4 前項の意見書は、様式第十一の七又は様式第十一の八により作成しなければならない。

(審査官による発明の名称の決定等)

第四十八条 審査官は、国際出願の発明の名称が短くかつ的確であると認められる場合にあつてはその旨を、認められない場合にあつてはその記載された発明の名称に代えて新たな国際出願の発明の名称を決定し、その決定した発明の名称を国際調査報告に表示しなければならない。

(文献の写しの請求の期間)

第四十九条 法第九条の経済産業省令で定める期間は、当該国際調査報告に係る国際出願の国際出願日から七年とする。

(文献の写しの請求の様式)

第四十九条の二 文献の写しの請求は、様式第二十の三又は様式第二十の四によりしなければならない。

(手数料の一部返還)

第五十条 国際出願が法第八条第一項の規定により国際調査報告が作成されている先の国際出願を基礎とする優先権の主張を伴う場合において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するためにその先の国際出願の国際調査報告の相当部分を利用することができる場合は、納付手数料のうち、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める金額を出願人の請求により返還する。

一 法第十八条第二項の表一の項第二欄イに掲げる場合 次に掲げる場合に依り、それぞれ次に定める額

イ ロ及びハに該当する場合以外の場合 五万七千円(軽減を受ける者にあつては、五万七千円に軽減の割合を乗じて得た額。ハにおいて同じ。)

ロ 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定による国と国以外の者との共有に係る場合(軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合を除く。)であつて、持分の定めがある場合 五万七千円に国以外の者の持分の割合を乗じて得た額

ハ 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定による軽減を受ける者を含む者の共有に係る場合であつて、持分の定めがある場合 国以外の各共有者ごとに五万七千円にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額

二 法第十八条第二項の表一の項第二欄ロに掲げる場合 六万七千円

2 前項の規定は、国際出願の願書に特許出願又は実用新案登録出願に係る第十五条第六号の事項が記載されている場合(当該特許出願又は当該実用新案登録出願の出願人が当該国際出願の出願人と同一である場合に限り。)において、当該国際出願についての国際調査報告を作成するために当該特許出願の審査又は当該実用新案登録出願若しくは実用新案登録についての実用新案技術評価の結果の相当部分を利用することができる場合に準用する。

3 前二項の規定により算定した額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

第五十条の二 削除

(塩基配列又はアミノ酸配列を含む特許出願等)

第五十条の三 塩基配列又はアミノ酸配列(以下この条において「配列」という。)を含む国際出願をする者は、特許庁長官が定めるところにより作成した配列表(以下この条において「所定の配列表」という。)を、特許庁長官が定める方式に従つて記録した磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。)(以下この条において「所定の磁気ディスク」という。)を、願書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

2 所定の配列表がフリーテキストを含むときは、当該フリーテキストを、英語により、記載するものとする。ただし、当該フリーテキストと同一の内容を、英語以外の外国語又は日本語により、併せて記載することができる。

3 所定の配列表について法第四条第二項若しくは法第十七条の規定による手続の補完をする場合、第二十九条の二若しくは第二十九条の三の規定による明細書等の引用補充をする場合又は第二十九条の六若しくは第二十九条の七の規定による欠落部分の補充若しくは適当な明細書等の補充をする場合には、第一項の規定にかかわらず、所定の磁気ディスクを様式第十二又は様式第十二の二により作成した手続補完書又は手続補充書に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

4 願書又は様式第十二若しくは様式第十二の二により作成した手続補完書若しくは手続補充書に添付した所定の磁気ディスクに記録した所定の配列表は、国際出願の出願時における明細書に記載した事項とみなす。

5 所定の配列表について法第六条の規定による命令に基づく補正、法第十一条の規定による補正及び第七十七条第一項の規定による訂正の請求(以下この項において「補正等」という。)をするときは、補正等後の配列表を記録した所定の磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した手続補正書(第七十七条第一項の規定による訂正を請求する場合にあつては、様式第二十六又は様式第二十六の二により作成した訂正請求書)に添付して特許庁長官に提出しなければならない。

6 特許庁長官は、出願人が所定の磁気ディスク(所定の配列表が第二項の規定に従つて作成されたものに限る。)を願書に添付していない場合はその磁気ディスクを、相当の期間を指定して、提出すべきことを命ずることができる。

7 前項の規定により所定の磁気ディスクを提出するときは、当該磁気ディスクを様式第十五又は様式第十五の二により作成した提出書に添付し、かつ、当該磁気ディスクに記録した所定の配列表が国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていない旨の陳述書を併せて提出しなければならない。

8 第六項の規定により所定の磁気ディスクを提出すべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内にその提出をしないときは、審査官は、そのために有効な国際調査をすることができない請求の範囲につき国際調査をすることを要しない。

9 第七項に規定する所定の磁気ディスクに記録した事項は、願書に添付した明細書に記載した事項とみなさない。

10 出願人は、所定の配列表を第十七条の規定に基づき明細書に記載する事項として作成し、特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

11 第六項の規定による命令に基づく磁気ディスクの提出をする者は、所定の配列表を特例法第二条第一項に規定する電子計算機から入力することにより、同法第三条第一項に規定する特定手続とともに特許庁長官に提出することができる。この場合においては、所定の磁気ディスクを提出することを要しない。

第四章 国際予備審査

(国際予備審査の請求ができない場合)

第五十一条 法第十条第一項の経済産業省令で定める場合は、出願人の指定する指定国がすべて条約第六十四条(1)(a)の規定による宣言をした国である場合とする。

(国際予備審査の請求期限)

第五十一条の二 法第十条第一項の経済産業省令で定める期間は、国際調査報告及び国際調査機関の見解書又は法第八条第二項の規定による決定の通知を出願人に送付した日から三月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までとする。

2 特許庁長官は、前項に規定する期間経過後に国際予備審査請求書が提出されたときは、当該請求は行われなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

(国際予備審査請求書の記載事項)

第五十二条 法第十条第二項の経済産業省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 国際予備審査を請求する旨の申立て

二 出願人の氏名又は名称、国籍、住所又は居所及びあて名(出願人が二人以上ある場合にあつては、出願人のうち少なくとも一人の国籍、住所又は居所及びあて名)

- 三 代理人又は代表者（法第十六条第二項の規定により指定された代表者を除く。）がある場合は、代理人又は代表者の氏名及びあて名
 四 発明の名称
 五 当該国際予備審査の請求に係る国際出願の国際出願番号及び国際出願日（第二十二條及び第二十三條の規定による通知がされていないときは、当該国際出願の受理官庁の名称）
 六 条約第十九条（1）又は法第十一条の規定による補正がある場合は、その旨
 （外国語による国際予備審査の請求の言語）

第五十二条の二 法第十条第二項の経済産業省令で定める外国語は、国際予備審査の請求に係る国際出願が第十二条に定める外国語でされた場合における当該外国語とする。
 （国際予備審査請求書の様式等）

第五十三条 国際予備審査請求書は、印刷又はコンピューター印字による別に定める様式により作成しなければならない。

- 2 国際予備審査請求書は、一通を提出しなければならない。
 3 第一項の書面にする出願人の署名は、第二条第三項の規定にかかわらず、出願人が二人以上ある場合にあっては、出願人のうち少なくとも一人の署名とする。
 （国際予備審査の開始の延期の請求）

第五十三条の二 国際予備審査を請求した出願人は、規則69.1(a)の規定に従い、特許庁長官に対し、第五十一条の二第一項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう請求することができる。

- 2 前項の請求は、国際予備審査請求書又は様式第二十一の三若しくは様式第二十一の四によりしなければならない。
 （国際予備審査請求書の受理の年月日等の通知）

第五十四条 特許庁長官は、国際予備審査請求書を受理したときは、その受理の年月日を出願人に通知しなければならない。

- 2 特許庁長官は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行令（以下「令」という。）第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされたときは、その旨を出願人に通知しなければならない。
 （手数料の納付）

第五十四条の二 国際予備審査の請求をした出願人は、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料を国際予備審査請求書を受理した日から一月又は当該国際出願の優先日から一年十月のうちいずれか遅い日までに納付しなければならない。

（国際予備審査の請求に伴う補正の期間）

第五十五条 法第十一条の経済産業省令で定める期間は、次に掲げるいずれかの期間とする。

- 一 国際予備審査の請求をした時から国際予備審査報告の作成が開始されるまでの期間
 - 二 審査官が、法第十三条の規定により期間を指定して答弁書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間
 - 三 審査官が、出願人の請求により期間を指定して補正書を提出する機会を与えた場合における当該指定した期間
- （国際調査機関の見解書についての答弁）

第五十五条の二 国際調査機関の見解書は、国際予備審査が請求され、かつ、当該国際調査機関の見解書の内容が規則66.2(a)に掲げるものに該当する場合には、規則66.2(a)の規定による国際予備審査機関の最初の書面による見解とみなす。

- 2 出願人は、前項の国際予備審査機関の書面による見解に対し、国際予備審査を請求した時から第五十一条の二第一項に定める期間の満了までに答弁書を提出することができる。
 3 前項の答弁書は、第六十二条の規定による様式により作成しなければならない。

（国際予備審査報告の記載事項）

第五十六条 国際予備審査報告には、次に掲げる事項を記載し、国際予備審査をした審査官の氏名を表示しなければならない。

- 一 国際出願番号
 - 二 出願人の氏名又は名称
 - 三 国際出願日
 - 四 国際予備審査請求書の受理の年月日
 - 五 国際予備審査報告を作成した年月日
 - 六 国際特許分類による発明の属する分野の分類の記号
 - 七 請求の範囲に記載されている発明の条約第三十三条（2）、（3）又は（4）に規定する新規性、進歩性又は産業上の利用可能性についての見解
 - 八 前号の見解に関連する技術に関する文献
 - 九 前各号に掲げるもののほか、必要な事項
- 2 国際予備審査報告には、「特許性に関する国際予備報告（特許協力条約第二章）」という表題を付し、国際予備審査機関で作成された国際予備審査報告である旨を記載しなければならない。

（国際予備審査報告等の送付）

第五十七条 特許庁長官は、審査官が国際予備審査報告を作成したときは、当該国際予備審査報告及びその附属書類を、国際事務局に送付すると同時に、出願人に送付しなければならない。
 （手数料の追加の納付）

第五十八条 特許庁長官は、法第十二条第三項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は手数料を追加して納付すべきことを命ずるときは、次に掲げる事項を記載した文書によりしなければならない。

- 一 条約第三十四条（3）（a）に規定する発明の単一性の要件（以下この条において「発明の単一性の要件」という。）を満たすこととなる請求の範囲の減縮の例示
 - 二 追加して納付すべき手数料の金額
 - 三 国際出願が発明の単一性の要件を満たしているとは認められない理由
- （請求の範囲の減縮等の様式）

第五十九条 法第十二条第三項の規定による命令に基づく請求の範囲の減縮又は手数料の納付は、様式第二十二又は様式第二十二の二によりしなければならない。

（国際予備審査報告に係る発明の区分方法）

第六十条 法第十二条第四項の規定による区分は、納付された手数料で充当しうる数の発明につき、審査官が主要な発明と認める順序（審査官がその順序を定めることができないうときはその請求の範囲における発明の記載の順序）に従って手数料が納付されたものとみなし、そのみなされた発明に係る部分を手数料の納付があつた発明に係る部分として行うものとする。

(答弁書を提出する機会の付与の事由)

第六十一条 法第十三条第二号の経済産業省令で定めるときは、次に掲げるときとする。

- 一 国際出願がその全部又は一部の請求の範囲につき法第十二条第二項各号の一に該当するとき。
 - 二 条約第十九条(1)又は法第十一条の規定による補正が当該国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えてされているとき。
 - 三 出願人が法第十二条第三項の規定により国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、又は手数料を追加して納付すべきことを命じられたにもかかわらず、同項の規定により指定された期間内にその請求の範囲を減縮せず、又はその命じられた金額の手数料を追加して納付しなかつた場合において、その請求の範囲のうち第六十条の規定により手数料の納付があつた発明に係る部分とされなかつた部分が第四十六条の規定により手数料の納付があつた発明に係る部分とされていないとき。
 - 四 国際出願の形式又は内容が法又はこの省令の規定に違反していることを発見したとき。
- 2 審査官は、法第十三条の規定により期間を指定した場合において、当該指定した期間内に申出人の請求があつたときは、その期間を延長することができる。

第六十一条の二 審査官は、出願人の請求により、相当の期間を指定して、出願人に対し、国際予備審査の請求に係る国際出願に関する答弁書を提出する機会を与えることができる。

(答弁書の様式)

第六十二条 法第十三条及び前条の答弁書は、様式第二十三又は様式第二十三の二により作成しなければならない。

(国際予備審査請求書の不備の事由)

第六十三条 法第十四条の経済産業省令で定める事由は、次に掲げる事由とする。

- 一 国際予備審査請求書に第五十二条第一号から第五号までに掲げる事項が記載されていないこと。
 - 二 国際予備審査請求書が当該国際予備審査の請求に係る国際出願の言語により記載されていないこと。
 - 三 法第十六条第三項の規定又は法第十九条第一項において準用する特許法第七条第一項から第三項までの規定(法第十九条第一項後段の政令でこれらの規定の特例を定めたときは、当該特例に係る当該政令の規定)に違反していること。
 - 四 提出者の氏名若しくは名称の記載又は署名がないこと(提出者が二人以上ある場合にあっては、その提出者のうち少なくとも一人の氏名又は名称の記載及び署名がある場合を除く。)
 - 五 国際予備審査請求書が別に定める様式により作成されていないこと。
- 2 令第一条第一項の経済産業省令で定める事由は、次のいずれかに該当するものとする。
- 一 前項第一号に掲げる事由のうち国際予備審査請求書に第五十二条第二号に掲げる事項(出願人の氏名又は名称及びあて名に限る。)又は第四号若しくは第五号に掲げる事項が記載されていないこと。
 - 二 前項第二号に掲げる事由

(補正書が添付されていないときの補正書の提出)

第六十三条の二 特許庁長官は、国際予備審査請求書に法第十一条の規定による補正がある旨の記載がある場合において、その補正書が当該国際予備審査請求書に添付されていないときは、期間を指定して補正書を提出すべきことを命じなければならない。

(優先権の主張の基礎となる出願に係る翻訳文)

第六十四条 特許庁長官は、優先権の主張の基礎となる出願に係る書類が第五十二条の二に定める外国語以外の外国語により記載されている場合において、国際予備審査をするために必要があるときは、二月以内に日本語又は第五十二条の二に定める外国語のうち一の言語によるその翻訳文を提出することを出願人に命ずることができる。

第六十五条 削除

(国際予備審査の開始の申出)

第六十六条 国際予備審査の請求をした出願人は、規則53.9(b)の規定により、国際予備審査の開始を延期することを希望する旨を国際予備審査請求書に記載した場合において、当該国際予備審査の請求に係る条約第十九条(1)の規定による国際出願の補正をしないこととしたときは、特許庁長官に対し、国際予備審査の開始を求める旨の申出をすることができる。

2 前項の規定による申出は、様式第二十四又は様式第二十四の二によりしなければならない。

第六十七条 削除

第六十八条 削除

(国際予備審査の請求の手續の補完等の期間)

第六十九条 令第一条第一項及び第二項の経済産業省令で定める期間は、一月以上の期間であつて特許庁長官が相当の期間として指定するものとする。

2 特許庁長官は、令第一条第三項の規定により国際予備審査の請求が初めからなかつたものとみなされる前までは、前項の期間を延長することができる。

(国際出願等の規定の準用)

第七十条 第二十四条の規定は、令第一条第一項の規定による命令に基づく手續の補完に準用する。

2 第三十一条の規定は、法第十一条の規定による補正及び令第一条第二項の規定による命令に基づく手續の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。)に準用する。

3 第三十一条の二第二項の規定は、令第一条第二項の規定による命令に基づく手續の補正(法第十八条第二項(同項の表三の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)に準用する。

4 第四十二条の規定は、法第十二条第二項第一号の国際予備審査を要しないものとして経済産業省令で定める事項に準用する。

5 第四十四条から第四十五条の四までの規定は、法第十二条第三項の規定により請求の範囲を減縮し又は手数料を追加して納付すべきことを命じられた出願人のする追加手数料異議の申立てに準用する。この場合において、第四十四条第一項中「条約第十七条(3)(a)」とあるのは、「条約第三十四条(3)(a)」と読み替えるものとする。

6 第五十条の三第五項から第八項まで及び第十一項の規定は、塩基配列又はアミノ酸配列を含む国際出願につき、特許庁長官が審査官に国際予備審査報告を作成させるときに準用する。

第五章 雑則

(特許庁長官による代表者の指定)

第七十一条 法第十六条第二項の規定による出願人の代表者の指定は、出願人として願書に記載されている日本国民等のうち、最初に記載されているものについて行うものとする。

(手続の補完等の特例が認められない場合)

第七十二条 法第十七条の経済産業省令で定める場合は、次の各号に掲げる手続を当該各号に掲げる日から二月を経過した後に執つた場合とする。

- 一 法第四条第二項の規定による命令を受けた場合に執るべき手続 国際出願として提出された書類が特許庁に到達した日
- 二 法第五条第一項の規定による通知を受けた場合に執るべき手続 国際出願日

(発明の数の算定の方法)

第七十三条 令第二条第八項に規定する発明の数の算定は、請求の範囲に記載されている発明を、一の発明が異なる二以上の区分に属することのないようにして、一の発明又は規則第十三規則に規定する一群の発明に該当する二以上の発明に区分して行うものとする。この場合において、二以上の区分の方法がある場合であつてそれぞれにより区分した数が異なるときは、区分した数が最小となる方法で行うものとする。

(書面の提出期間の特例)

第七十三条の二 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められており、かつ、特許庁長官又は審査官の命令又は通知の書面の発送の日から当該提出期間が開始するもの（以下この条において「提出書面」という。）を提出しようとする場合において、その命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したことにより、当該提出期間内に提出書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨を証明する証拠を提出することができる。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出した証拠により、出願人が当該命令又は通知の書面を発送の日の後七日よりも遅い日に受領したと認めるときは、提出書面の提出期間が当該命令又は通知の書面の発送の日の後七日を超える日数に等しい日数を加えた日に満了するものとして取り扱わなければならない。

第七十三条の三 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、規則82の4. 1 (a) に規定する事由により、当該出願人又は代理人が当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつたときは、出願人は、特許庁長官に対し、その旨及び当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明する証拠を、当該提出期間の経過後六月以内に限り、提出することができる。ただし、当該証明する証拠については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。この場合において、出願人は、当該提出期間内にその書面を特許庁に提出することができなかつた理由が、特許庁長官が証拠の提出の省略を認める理由によるものである旨を、当該書面又は特許庁長官が指定する書面に記載しなければならない。

2 特許庁長官は、前項の規定により提出された証拠により、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が同項に規定する事由によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた後できる限り速やかに当該書面を提出したことを証明したときは、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

3 第一項に規定する場合において、出願人又は代理人が書面をその提出期間内に特許庁に提出することができなかつた原因が特許庁長官が認める電気通信回線の故障によるものであると認められ、かつ、出願人が当該事由がなくなつた日の翌日に当該書面を提出したときは、特許庁長官は、その書面をこの提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

4 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを提出しようとする場合において、特許庁長官は、規則82の4. 3 (a) の規定により、二月を超えない範囲内で、当該提出期間を延長することができる。

5 特許庁長官は、必要があると認めるときは、更に二月を超えない範囲内において前項の規定により延長された期間を延長することができる。

(郵便物等の遅延)

第七十四条 法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であつてその提出期間が定められているものを書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者（以下「信書便事業者」と総称する。）による同条第二項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務であつて当該信書便事業者において引受け及び配達記録をするものにより提出した場合において、郵便又は信書便の遅延により当該提出期間内にその書面が特許庁に到達しなかつたときは、出願人は、当該提出期間の満了の日の五日前までに当該書面を郵便又は信書便で発送したことを証明する証拠を、特許庁長官に対し、提出することができる。ただし、当該書面を航空扱いとした郵便又は信書便とすることができ、かつ、航空扱いとした郵便又は信書便以外の方法によれば到達に三日以上要することが明らかな場合において、これを航空扱いとした郵便又は信書便としなかつたときは、この限りでない。

2 前項の規定による証拠の提出は、出願人が書面の到達の遅延を知つた日又は相当の注意を払つたならば知り得たであろう日の後一月以内であつて当該書面の提出期間の満了の日の後六月以内に提出しなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により提出された証拠により、当該書面がその提出期間内に特許庁に到達しなかつた原因が郵便又は信書便の遅延によるものであると認めるときは、当該書面を当該提出期間内に提出されたものとして取り扱わなければならない。

(郵便物等の亡失)

第七十五条 前条の規定は、郵便物及び信書便物の亡失に準用する。この場合において、同条第一項及び第二項中「証拠」とあるのは「証拠、亡失した書面に代わる新たな書面及び当該新たな書面が亡失した書面と同一であることを証明する証拠」と、同条第三項中「当該書面を」とあるのは「当該亡失した書面に代えて提出された新たな書面を」と読み替えるものとする。

第七十六条 削除

(明らかな誤りの訂正)

第七十七条 出願人は、特許庁長官に対して提出した国際出願その他の書類（特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が国際調査をする国際出願にあつては、願書に限る。以下この条において同じ。）に明らかな誤りがあるときは、次に掲げる場合を除き、優先日から二年二月以内に、特許庁長官に対し、その訂正を請求することができる。

- 一 願書、明細書、請求の範囲、図面又は要約書の提出がない場合及びこれらの書類の一部が不足している場合
 - 二 要約書に記載された事項を訂正する場合
 - 三 優先権の主張に係る事項において優先日について変更が生じる訂正の場合
- 2 出願人は、前項の訂正の請求に際して、訂正すべき誤り、訂正の提案及び必要な説明を、特許庁長官に対し、書面により提出しなければならない。
- 3 特許庁長官は、出願人が提出した国際出願その他の書類に明らかな誤りがあることを発見したときは、前項の規定により請求をすべきことを出願人に命ずることができる。
- 4 特許庁長官は、第一項の規定による請求に係る訂正を認める場合にあつてはその旨を、認めない場合にあつてはその旨及びその理由を、出願人に通知しなければならない。
- 5 第一項の規定による請求は、様式第二十六又は様式第二十六の二によりしなければならない。

(国際出願以外の書類の不備の補足)

第七十七条の二 特許庁長官は、出願人が提出した書類（願書、明細書、請求の範囲、図面及び要約書を除く。）が第二条第三項又は第十一条に規定する要件を満たしていないときは、相当の期間を指定して、書面により書類の不備の補足をすべきことを命じなければならない。

2 前項の規定による書類の不備の補足は、様式第二十六の三又は様式第二十六の四によりしなければならない。

3 特許庁長官は、第一項の規定により書類の不備の補足をすべきことを命じられた者が同項の規定により指定された期間内に書類の不備の補足をしなかったときは、当該書類は提出されなかつたものとみなし、その旨を出願人に通知しなければならない。

(手数料の納付書の様式)

第七十八条 法第十八条第二項の規定による手数料の納付は、様式第二十七又は様式第二十七の二によりしなければならない。

(国際出願手数料の金額)

第七十九条 令第二条第三項の特許協力条約に基づく規則第十五規則に規定する国際出願手数料として経済産業省令で定める金額は、第一号に定めるところにより算定した金額とする。ただし、第二号に該当する場合には、当該第一号に定めるところにより算定した金額から第二号に定める金額を減額をした金額とする。

一 国際出願に係る書類の用紙の数（次号に掲げる場合にあつては、特例法施行規則第十条の二の規定により電子計算機に入力した事項を書類の用紙に換算した数。以下この条において同じ。）が三十枚以内の場合にあつては、千三百三十スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額（以下この条において「基本手数料」という。）、国際出願に係る書類の用紙の数が三十枚を超える場合にあつては、基本手数料の金額に、十五スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額（以下この条において「超過手数料」という。）に三十枚を超える用紙の数を乗じて得た金額を加算した金額

二 国際出願を特例法第三条第一項の規定による電子情報処理組織を使用して行つた場合には、三百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額

2 次の各号に掲げる者が日本語で国際出願をする場合における基本手数料、超過手数料及び前項第二号に定める金額に相当する額は、同項の規定にかかわらず、これらの金額に、次の各号に掲げる者ごとに当該各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

一 特許法施行令（昭和三十五年政令第十六号）第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者 二分の一

二 特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者 三分の一

三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一

3 日本語でされた国際出願が前項各号に掲げる者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者における基本手数料、超過手数料及び第一項第二号に定める金額に相当する額は、前二項の規定にかかわらず、各共有者ごとにこれらの金額に相当する額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とする。

4 前二項の規定により算定した基本手数料、超過手数料及び第一項第二号に定める金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(国際出願手数料の返還)

第七十九条の二 国際出願の原本が国際事務局に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分を除く。）の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に係る調査手数料の金額)

第八十条 令第二条第四項の特許協力条約に基づく規則第十六規則に規定する調査手数料として経済産業省令で定める金額は、特許庁以外の条約に規定する国際調査機関が規則16.1(a)の規定に基づき要求する調査手数料の金額に相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示する金額とする。

(特許庁以外の条約に規定する国際調査機関に係る調査手数料の返還)

第八十条の二 調査用写しが国際調査機関に送付される前に当該国際出願について法第四条の規定による認定がされず、若しくは取り下げられたものとみなす旨の決定がされ、又は当該国際出願の取下げがされたときは、法第十八条第二項（同項の表二の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。

(取扱手数料の金額)

第八十一条 令第二条第五項の特許協力条約に基づく規則第五十七規則に規定する取扱手数料として経済産業省令で定める金額は、二百スイス・フランに相当する本邦通貨の金額として特許庁長官が国際事務局との合意に基づいて告示して定めた金額（以下この条において「取扱手数料」という。）とする。

2 日本語でされた国際出願について、次の各号に掲げる者が国際予備審査の請求をする場合における取扱手数料の金額に相当する額は、前項の規定にかかわらず、同項に定める金額に次の各号に定める割合を乗じて得た金額とする。

一 特許法施行令第十条第一号から第三号までのいずれかに該当する者 二分の一

二 特許法施行令第十条第四号又は第五号に該当する者 三分の一

三 特許法施行令第十条第六号に該当する者 四分の一

3 日本語でされた国際出願が前項各号に定める者を含む者の共有に係る場合であつて持分の定めがあるときは、これらの者が自己の国際出願について納付すべき取扱手数料の金額に相当する額は、前二項の規定にかかわらず、各共有者ごとに取扱手数料の金額に相当する額にその持分の割合を乗じて得た額を合算して得た額とする。

4 前二項の規定により算定した取扱手数料の金額に相当する額に十円未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。

(取扱手数料の返還)

第八十一条の二 国際予備審査請求書が国際事務局に送付される前に条約第三十七条の規定により国際予備審査の請求が取り下げられ、又は規則54.4若しくは第五十一条の二第二項の規定により行われなかつたものとみなされたときは、法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付された手数料のうち、前条に定める金額を出願人の請求により返還する。

(手数料)

第八十二条 次の表の中欄に掲げる者は、それぞれ同表の下欄に掲げる金額の手数を納付しなければならない。

納付しなければならない者	金額
第二十一条第三項の規定による優先権書類の送付又は第三十八条第一項の規定による証明書の交付を請求する者	一件につき千四百円
第二十一条の二第三項の規定による先の調査の結果の写しの送付を請求する者	一件につき千七百円

<p>三 第十一条の四第一項若しくは第二項、第三十七条第一項又は第三十七条の二第一項の規定により書類の謄本の交付又はファイルに記録されている国際出願に係る事項を記載した書類の交付を請求する者</p> <p>2 特許法第九十五条第四項、第八項、第十一項から第十三項までの規定は、前項の規定により納付すべき手数料に準用する。</p> <p>3 特例法第十四条から第十五条の三まで（これらの規定を同法第十六条において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の規定は、第一項の規定により納付すべき手数料について準用する。</p> <p>4 前項において準用する特例法第十五条第一項の規定による手続に係る書面に、予納台帳番号及び手数料の額を記載することによりしなければならない。</p> <p>5 第三項において準用する特例法第十五条第二項の規定による手数料の返還の請求に際しての申出は、手続に係る書面に、返還に代えて予納額への加算を求める旨、予納台帳番号及び返還請求しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。</p> <p>6 第三項において準用する特例法第十五条の二第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、振替番号及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。</p> <p>7 第三項において準用する特例法第十五条の三第一項の規定による納付の申出は、手続に係る書面に、指定立替納付者による納付である旨及び納付しようとする手数料の額を記載することによりしなければならない。 (持分の記載等)</p> <p>第八十三条 法第十八条第二項（同項の表一の項第四欄及び三の項第四欄に掲げる金額に係る部分に限る。）に規定する手数料を納付するとき（第七十九条第二項各号及び第八十一条第二項各号に掲げる者を含む者の共有に係るときに限る。）は、第八十四条の二第一項に規定する書面（同条第二項において準用する場合を含む。）に各共有者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>2 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十八条第一項に規定する手数料を納付するときは、第四十九条の二に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>3 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十八条第二項（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）に規定する手数料を納付するとき（軽減を受ける者を含む者の共有に係るときを除く。）は、願書若しくは国際予備審査請求書に国以外の者の持分の割合を記載した書面を添付するか又は第七十八条に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>4 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十八条第四項に規定する手数料を納付するときは、第四十三条第二項に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>5 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第五項の規定により法第十二条第三項に規定する手数料を納付するときは、第五十九条に規定する様式に国以外の者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>6 法第十八条第三項において準用する特許法第九十五条第六項の規定により法第十八条第二項（同項の表の第四欄に掲げる金額に係る部分を除く。）に規定する手数料を納付するとき（軽減を受ける者を含む者の共有に係るときに限る。）は、令第四条に規定する申請書に各共有者の持分の割合を記載するとともに、当該持分について証明する書面を提出しなければならない。ただし、当該証明する書面については、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。 (手数料軽減申請書の様式等)</p> <p>第八十四条 令第四条に規定する申請書は、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める様式により作成しなければならない。</p> <p>一 法第十八条第二項（同項の表一の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料（同表の第三欄に掲げる部分に限る。）の軽減を受ける場合 様式第三十</p> <p>二 法第十八条第二項（同項の表三の項に掲げる部分に限る。）の規定により納付すべき手数料（同表の第三欄に掲げる部分に限る。）の軽減を受ける場合 様式第三十一</p> <p>2 申請人は、前項の申請書を、次の各号に掲げる場合に依り当該各号に定める書面と同時に提出しなければならない。</p> <p>一 前項第一号に掲げる場合 願書</p> <p>二 前項第二号に掲げる場合 国際予備審査請求書</p> <p>3 第一項の申請書には、第二条第三項の規定にかかわらず、申請人が署名をすることを要しない。 (手数料に係る申告等)</p> <p>第八十四条の二 第七十九条第二項の規定に該当する者は、特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者である旨及び次に掲げる事項を記載した書面を願書と同時に特許庁長官に提出しなければならない。ただし、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>一 申告をする者の氏名又は名称及び住所又は居所</p> <p>二 申告に係る発明の国際出願の表示</p> <p>2 前項の規定は、第八十一条第二項の規定に該当する場合に準用する。この場合において、前項中「願書」とあるのは、「国際予備審査請求書」と読み替えるものとする。 (添付書面)</p> <p>第八十五条 令第四条の規定により同条に規定する申請書に添付する経済産業省令で定める書面は、特許法施行規則（昭和三十五年通商産業省令第十号）第七十四条の二各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面とする。ただし、特許庁長官が同書面の添付の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p> <p>2 第七十九条第二項及び第八十一条第二項の規定に該当する者は、特許法施行令第十条各号のいずれかに該当する者であることを証する書面として特許法施行規則第七十四条の二各号に掲げる者の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める書面を提出しなければならない。ただし、特許庁長官がその提出の必要がないと認めるときは、これを省略させることができる。</p>	<p>一件につき千四百円</p>
--	------------------

附 則

(施行期日)

第一条 この省令は、法の施行の日から施行する。ただし、第三章の規定は法第三章の規定の施行の日から、第四章の規定は法第四章の規定の施行の日から施行する。

(令附則第三条第二項の経済産業省令で定める信書便の役務)

第二条 令附則第三条第二項の経済産業省令で定める信書便の役務は、信書便物を引き受けた後、速やかに、当該信書便物に通信日付印を押印するものとする。

附 則 (昭和五三年十一月一日通商産業省令第六三号)

この省令は、公布の日から施行する。ただし、第一条中様式第七の改正規定及び第二条の規定は、昭和五十三年十一月二十日から施行する。

附 則 (昭和五四年七月一六日通商産業省令第五五号)

- 1 この省令は、昭和五十四年八月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十六条、第三十条第一号及び第二号、第六十三号第五号、様式第七、様式第十、様式第十三並びに様式第二十一の改正規定並びに第二条の規定は、公布の日から施行する。
- 2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日が特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条第二号の改正規定の施行の日前である国際出願であつて、指定手数料が納付されていないものについての同号の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年九月一七日通商産業省令第三三号)

- 1 この省令は、昭和五十五年十月一日から施行する。ただし、第一条の規定中第五十条の次に一条を加える改正規定、第七十条に一項を加える改正規定及び様式第八備考6中微生物への言及を行うときに記載すべき事項を定める部分の改正規定は、昭和五十六年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附 則 (昭和五五年一二月三日通商産業省令第六七号)

この省令は、昭和五十六年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六年一月三〇日通商産業省令第七号)

この省令は、昭和五十六年一月三十一日から施行する。

附 則 (昭和五六年九月二八日通商産業省令第五八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

(経過措置)

第二条

- 2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十六条の規定による国際出願の願書の様式については、昭和五十七年三月三十一日までは、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五六年一〇月三〇日通商産業省令第六九号)

この省令は、昭和五十七年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年三月一三日通商産業省令第五号)

この省令は、昭和五十七年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五七年一月三〇日通商産業省令第七五号)

この省令は、昭和五十八年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年一二月九日通商産業省令第九一号)

この省令は、昭和五十九年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一月一四日通商産業省令第一号)

この省令は、昭和五十九年二月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年二月二九日通商産業省令第一一号)

この省令は、昭和五十九年三月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年六月二九日通商産業省令第四四号)

- 1 この省令は、昭和五十九年七月一日から施行する。
- 2 この省令の規定による改正後の特許法施行規則、実用新案法施行規則、意匠法施行規則、商標法施行規則又は特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定にかかわらず、この省令の施行の日から二週間以内は、なお従前の例によることができる。

附 則 (昭和五九年七月一〇日通商産業省令第四六号)

この省令は、昭和五十九年八月一日から施行する。

附 則 (昭和五九年一二月二二日通商産業省令第九三号)

- 1 この省令は、昭和六十年一月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前にした国際出願については、この省令による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十二条の規定は、なおその効力を有する。
- 3 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四条第一項又は第三項の規定により認定された国際出願日がこの省令の施行の日前である国際出願については、第二条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第三十七条の改正規定及び第三十七条の次に一条を加える改正規定は適用しない。

附 則 (昭和六〇年九月一三日通商産業省令第三三号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律(昭和六十年法律第四十一号)の一部の施行の日(昭和六十年十月一日)から施行する。

附 則 (昭和六〇年一二月一一日通商産業省令第七五号)

この省令は、昭和六十一年一月一日から施行する。

附 則 (昭和六一年一月三〇日通商産業省令第二号)

この省令は、昭和六十一年二月一日から施行する。

附 則 (昭和六二年五月二八日通商産業省令第三六号)

この省令は、昭和六十二年八月一日から施行する。

附 則 (昭和六三年八月三一日通商産業省令第四〇号)

この省令は、昭和六十三年九月十六日から施行する。

附 則 (平成元年四月二五日通商産業省令第一六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成三年三月二五日通商産業省令第一三号)

この省令は、平成三年六月一日から施行する。

附 則（平成三年一二月二四日通商産業省令第八一号）

この省令は、平成四年一月一日から施行する。

附 則（平成四年六月二九日通商産業省令第四二号）

1 この省令は、平成四年七月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願及び国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成六年三月二四日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成六年六月一日から施行する。

附 則（平成七年六月二七日通商産業省令第五七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成七年七月一日）から施行する。

附 則（平成七年一二月一八日通商産業省令第一〇五号）

この省令は、平成八年一月一日から施行する。

附 則（平成八年九月一日通商産業省令第六四号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成八年十月一日から施行する。

附 則（平成九年三月二四日通商産業省令第二一号） 抄

（施行期日）

1 この省令は、平成九年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の際現に特許庁に係属している特許出願、実用新案登録出願及び国際出願（この省令の施行日後にされた特許出願、実用新案登録出願であって、特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び実用新案法第十一条第一項において準用する場合を含む。）、実用新案法第十条第三項、特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号。以下この項において「平成五年改正法」という。）による改正前の特許法第四十四条第二項（同法第四十六条第六項及び平成五年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「平成五年旧実用新案法」という。）第九条第一項において準用する場合を含む。）、平成五年旧実用新案法第八条第三項、特許法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第四十一号。以下この項において「昭和六十年改正法」という。）による改正前の特許法（以下この項において「昭和六十年旧特許法」という。）第四十五条第六項若しくは第五十三条第四項（昭和六十年旧特許法第一百五十九条第一項（昭和六十年旧特許法第七百七十四条第一項（昭和六十年改正法による改正前の実用新案法（以下この項において「昭和六十年旧実用新案法」という。）第四十五条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）、昭和六十年旧特許法第六百六十一条の三第一項（昭和六十年旧実用新案法第四十一条において準用する場合を含む。）及び昭和六十年旧実用新案法第十三条において準用する場合を含む。）又は平成五年改正法附則第五条第六項において準用する同条第二項の規定により、この省令の施行日前にしたものとみなされるものを除く。）に係る手続については、改正前の特許法施行規則、改正前の実用新案法施行規則、改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び改正前の工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則（以下この項において「旧特例法施行規則」という。）の規定は、この省令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧特例法施行規則第十九条第一項、第三十一条第一項及び第三十三条中「通商産業省令」とあるのは、「経済産業省令」とする。

附 則（平成九年五月二九日通商産業省令第八八号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成九年六月一日から施行する。

附 則（平成九年一二月二五日通商産業省令第一二四号）

この省令は、平成十年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年六月一六日通商産業省令第五七号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十年七月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行前にした特許出願、実用新案登録出願又は国際出願については、なお従前の例による。

3 前項の規定にかかわらず、第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十四条の二の規定は、この省令の施行後に国際予備審査の請求がされる国際出願について適用する。

附 則（平成一〇年一二月一八日通商産業省令第八七号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十一年一月一日から施行する。

附 則（平成一〇年一二月二五日通商産業省令第九〇号）

1 この省令は、特許協力条約に基づく規則第八十九規則の三が効力を生ずる日から施行する。ただし、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロ中「十一」を「十」に改める改正規定は、平成十一年一月一日から施行する。

2 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロ中「十一」を「十」に改める改正規定の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一一年三月一〇日通商産業省令第一四号）

この省令は、平成十一年四月一日から施行する。

附 則（平成一一年四月一二日通商産業省令第五五号）

この省令は、平成十一年四月十五日から施行する。

附 則（平成一一年一二月二八日通商産業省令第一三二号） 抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十二年一月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第九条 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第八八号）

この省令は、平成十二年四月一日から施行する。

附 則（平成一二年三月三一日通商産業省令第八九号）

この省令は、平成十二年六月一日から施行する。

附 則（平成一二年一一月二〇日通商産業省令第三五七号）

この省令は、平成十三年一月六日から施行する。

附 則（平成一二年一二月二二日通商産業省令第四〇〇号）

（施行期日）

1 この省令は、平成十三年一月一日から施行する。

（経過措置）

2 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号ロの規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一三年二月二七日経済産業省令第一三号）

1 この省令は、平成十三年三月一日から施行する。

2 この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則（平成一三年五月三一日経済産業省令第一六六号）

この省令は、平成十三年六月一日から施行する。

附 則（平成一三年一二月二七日経済産業省令第二四五号）

1 この省令は、平成十四年一月一日から施行する。

2 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、当該受理の日から一箇月以内に手数料を納付する場合における当該手数料の額については、なお従前の例による。

附 則（平成一四年三月二九日経済産業省令第六五号）

この省令は、平成十四年四月一日から施行する。

附 則（平成一五年四月一日経済産業省令第五二号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一五年一二月一一日経済産業省令第一五三号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十六年一月一日）から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

第二条 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新国際出願法施行規則」という。）

第五条、第十六条第二項、第二十一条第四項、第三十条第一号及び第二号、第三十八条第二項、第四十条の二、第四十条の三、第四十一条第一項、第五十条第一項、第五十三条の二、第五十四条の二、第五十五条の二、第五十六条第二項、第七十八条の二、第七十九条第一項並びに第八十一条第二項の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第五十二条、第五十三条第三項及び第八十条第二号の規定は、この省令の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この法律の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

3 特許法等の一部を改正する法律（平成五年法律第二十六号）の施行前にした実用新案登録出願（同法附則第五条第一項の規定によりした実用新案登録出願を除く。）については、新国際出願法施行規則第五十条第二項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

4 この省令の施行の日前に特許庁が受理した国際出願について、手数料を納付する場合における当該手数料の額及びそれらの手数料の納付の補正並びに手数料の一部返還については、新国際出願法施行規則第三十一条の二、第三十六条の二及び第八十条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成一六年三月二日経済産業省令第二八号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（平成十六年四月一日）から施行する。

附 則（平成一六年四月二〇日経済産業省令第六一号）

この省令は、平成十六年四月二十八日から施行する。

附 則（平成一七年三月二四日経済産業省令第二五号）

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新国際出願法施行規則」という。）第四十一条第二項の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第七十条第五項の規定は、この省令の施行後にする国際予備審査の請求について適用し、この省令の施行前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。

附 則（平成一七年一〇月三日経済産業省令第九六号）

この省令は、平成十七年十月三日から施行する。

附 則（平成一八年三月三一日経済産業省令第三四号）

この省令は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、第一条中特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号の改正規定は、公布の日から施行し、改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号の規定は、平成十七年十月一日以後にされた国際出願について適用する。

附 則（平成一九年三月三〇日経済産業省令第二六号）抄

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成一九年九月二八日経済産業省令第六四号)

この省令は、平成十九年十月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年六月一六日経済産業省令第四一号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十年七月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十条第一号イの規定は、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、同日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二〇年九月三〇日経済産業省令第六九号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

附 則 (平成二〇年一月二六日経済産業省令第九〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第二条 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第四十五条から第四十五条の四まで及び第七十条の規定は、この省令の施行の日以後にする追加手数料異議の申立てについて適用し、この省令の施行の前日にした追加手数料異議の申立てについては、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年六月二二日経済産業省令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十一年七月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(以下「新規規則」という。)第三十五条第三項の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律第四条第一項若しくは第三項又は第五条第二項の規定により認定された国際出願日(以下「国際出願日」という。)がこの省令の施行の日以後である国際出願について適用し、国際出願日がこの省令の施行の前日である国際出願については、なお従前の例による。

2 新規規則第五十条の三第三項、第四項、第六項及び第八項から第十一項まで、並びに第七十条第五項の規定並びに新規規則様式第十五の備考1及び4(配列表に係る部分に限る。)、様式第十五の二の備考1及び2(配列表に係る部分に限る。)、様式第二十六の備考2並びに様式第二十六の二の備考2については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、この省令の施行の前日に特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

3 新規規則第八十条第一号イの規定については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、この省令の施行の前日に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二一年一月二一日経済産業省令第七〇号)

(施行期日)

1 この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(経過措置)

2 この省令による改正後の様式第二十一及び様式第二十一の二については、この省令の施行の日以後に特許庁が受理する国際出願について適用し、この省令の施行の前日に特許庁が受理した国際出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成二二年六月二二日経済産業省令第三五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十二年七月一日から施行する。

附 則 (平成二二年一月一〇日経済産業省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月〇月二八日経済産業省令第五八号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二三年一月二八日経済産業省令第七二号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律(平成二十三年法律第六十三号。以下「改正法」という。)の施行の日(平成二十四年四月一日。以下「施行日」という。)から施行する。

附 則 (平成二四年五月一〇日経済産業省令第三七号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。

(経過措置)

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十三条の三の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であってその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間の満了の日から六月の期間がこの省令の施行の日以後に満了する書面について適用する。

2 国際出願日がこの省令の施行の前日である国際出願について法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であってその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合であり、かつ、その提出期間の満了の日から六月の期間がこの省令の施行の日以後に満了する場合において、この省令による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十六条第一項の規定による証拠の提出については、この省令の施行後も、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年八月三一日経済産業省令第六五号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十四年十月一日から施行する。ただし、第二条中様式第七及び様式第七の二の改正規定は、公布の日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定(様式第七及び第七の二は除く。)は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成二四年一月三〇日経済産業省令第八六号)

この省令は、平成二十五年三月十七日から施行する。ただし、第三条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二六年一月一七日経済産業省令第二号)

この省令は、産業競争力強化法の施行の日(平成二十六年一月二十日)から施行する。ただし、第一条の規定(特許法施行規則第三十一条の二第二項中「特許法第九十五条の二」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律(平成十年法律第五十二号)」の下に「第八条第二項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成十一年法律第三百三十一号)第五十七条」を削る改正規定、同令第六十九条第四項中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第八条第一項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第五十六条」を削る改正規定、同令様式第44備考6中「第31条の2第2項の規定により特許法第195条の2」の下に「の規定の適用を受けようとするとき」を、「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第2項若しくは」を加え、「若しくは産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条」を削る改正規定、同備考中「特許法第195条の2の規定による審査請求料の1/2軽減(免除)」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第2項の規定による審査請求料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第57条の規定による審査請求料の1/2軽減」を削る改正規定、同令様式第69備考7中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。)、第四条の規定及び第五条の規定(工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則様式第19備考7中「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律」の下に「第8条第1項若しくは」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法(平成11年法律第131号)第56条」を削る改正規定及び同備考中「特許法第109条の規定による特許料の1/2軽減」の下に「大学等における技術に関する研究成果の民間事業者への移転の促進に関する法律第8条第1項の規定による特許料の1/2軽減」を加え、「産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法第56条の規定による特許料の1/2軽減」を削る改正規定を除く。)は、産業競争力強化法附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日(平成二十六年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二七年二月二〇日経済産業省令第六号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十七年四月一日)から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第六条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則(次項において「新国際出願法施行規則」という。)第二十八条の三の規定は、この省令の施行後にする国際出願について適用し、この省令の施行前にした国際出願については、なお従前の例による。

2 新国際出願法施行規則第八十二条第二項において準用する特許法第九十五条第十三項の規定は、この省令の施行前に第六条の規定による改正前の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第八十二条第二項において準用する旧特許法第九十五条第十二項に規定する期間内に同条第十一項の規定による手数料の返還の請求がなかった場合については、適用しない。

附 則 (平成二七年六月二二日経済産業省令第五一号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十七年七月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十九条の規定は、施行日以後に特許庁が受理する国際出願に係る手数料について適用し、施行日前に特許庁が受理した国際出願に係る手数料については、なお従前の例による。

附 則 (平成二八年三月二五日経済産業省令第三六号)

この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日(平成二十八年四月一日)から施行する。

附 則 (平成二八年六月三〇日経済産業省令第八〇号)

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年七月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第十一条の四の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成二九年六月二三日経済産業省令第四八号) 抄

(施行期日)

第一条 この省令は、平成二十九年七月一日から施行する。

(特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第二条 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十一条の二及び第八十二条第一項の表第二号の規定は、この省令の施行の日(以下「施行日」という。)以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。

附 則 (平成三〇年七月六日経済産業省令第三九号)

この省令は、産業競争力強化法等の一部を改正する法律の施行の日(平成三十年七月九日)から施行する。

附 則 (平成三一年二月一二日経済産業省令第一二号) 抄

(施行期日)

- 1 この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律（次項において「改正法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成三十一年四月一日）から施行する。
- 附 則（令和元年五月七日経済産業省令第一号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和元年六月一四日経済産業省令第一五号）**
（施行期日）
- 1 この省令は、令和元年七月一日から施行する。
（経過措置）
- 2 この省令による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十三条の二の規定は、この省令の施行の日（以下この項において「施行日」という。）以後にする国際予備審査の請求について適用し、施行日前にした国際予備審査の請求については、なお従前の例による。
- 附 則（令和元年七月一日経済産業省令第一七号）**
この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。
- 附 則（令和元年九月一三日経済産業省令第三八号）**
この省令は、公布の日から施行する。
- 附 則（令和二年六月二五日経済産業省令第五九号）抄**
（施行期日）
- 第一条** この省令は、令和二年七月一日から施行する。
（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第三条** 第二条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（以下「新国際出願法施行規則」という。）の規定（第七十三条の三第三項を除く。）は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。
- 2 新国際出願法施行規則第七十三条の三第三項の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であってその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間が施行日以後に満了する書面について適用し、施行日前に満了する書面については、なお従前の例による。
- 附 則（令和二年一二月二八日経済産業省令第九二号）**
（施行期日）
- 第一条** この省令は、公布の日から施行する。
（経過措置）
- 第二条** この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 2 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙（第九十二条による改正前の電気事業法等の一部を改正する等の法律の施行に伴う経過措置に関する省令様式第十三を除く。）については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 附 則（令和三年六月一六日経済産業省令第五二号）**
この省令は、公布日から施行する。
- 附 則（令和三年九月三〇日経済産業省令第七二号）抄**
（施行期日）
- 第一条** この省令は、特許法等の一部を改正する法律附則第一条第三号に掲げる規定の施行の日（令和三年十月一日）から施行する。
- 附 則（令和四年三月一五日経済産業省令第一四号）**
この省令は、特許法等の一部を改正する法律の施行の日（令和四年四月一日）から施行する。
- 附 則（令和四年六月三〇日経済産業省令第五八号）抄**
（施行期日）
- 第一条** この省令は、令和四年七月一日から施行する。
（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第四条** 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第五十条の三、第七十条第六項及び第七十九条の規定は、施行日以後にする国際出願について適用し、施行日前にした国際出願については、なお従前の例による。
- 2 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第七十三条の三第一項、第四項及び第五項の規定は、法又は法に基づく命令の規定により特許庁に提出する書面であってその提出期間の定めがあるものを提出しようとする場合において、その提出期間が施行日以後に満了する書面について適用し、施行日前に満了する書面については、なお従前の例による。
- 附 則（令和四年一〇月三一日経済産業省令第八〇号）抄**
（施行期日）
- 第一条** この省令は、令和六年一月一日から施行する。
（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第二条** 第一条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、この省令の施行の日（以下この条において「施行日」という。）以後にする国際出願及び国際予備審査請求について適用し、施行日前にした国際出願及び国際予備審査請求については、なお従前の例による。
- 附 則（令和四年一二月二六日経済産業省令第一〇三号）**
この省令は、令和五年一月一日から施行する。
- 附 則（令和五年三月一三日経済産業省令第一〇号）抄**
（施行期日）
- 第一条** この省令は、令和五年四月一日から施行する。
（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）
- 第二条** 第五条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第二十八条の三の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律（昭和五十三年法律第三十号）第十九条第一項に規定する規則2. 4（a）に規定する優先期間を経過した日がこの省令の施行の日以後である場合について適用し、その経過した日がこの省令の施行の前日である場合については、なお従前の例による。

附 則（令和五年一二月一八日経済産業省令第五八号）

（施行期日）

1 この省令は、令和六年一月一日から施行する。

（調整規定）

2 この省令及び特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令和四年経済産業省令第八十号）第一条の規定により改正される特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の規定は、特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則及び工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令によってまず改正され、次いでこの省令によって改正されるものとする。

様式第1（第6条関係）（昭56通産令58・平4通産令42・平15経産令153・平16経産令61・平19
経産令26・令元経産令17・令2経産令92・一部改正）

代理人（代表者）選任届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あて名

国籍

住所

3 届出の内容

選任した代理人（代表者）

氏名（名称）

あて名

4 代理人

氏名 (署名：_____)

あて名

5 添付書類の目録

(1) 代理人（代表者）の選任を証明する書面 1通

(2) () 通

[備考]

- 1 用紙は、日本産業規格A列4番（横21cm、縦29.7cm）の大きさとし、可撓性のある、丈夫な、白色の、滑らかな、光沢のない、耐久性のあるものを縦長にして、折らずに片面のみを用い、用紙には、不要な文字、記号、枠線、けい線等を記載してはならない。
- 2 用紙には、しわ及び裂け目があつてはならない。
- 3 余白は、少なくとも用紙の上端、右端及び下端におのおの2cm並びに左端に2.5cmをとるものとし、原則としてその上端及び左端についてはおのおの4cm並びにその右端及び下端についてはおのおの3cmを超えないものとする。この場合において、余白は、完全な空白としておくこととする。ただし、上端の余白の左隅であつて上端から1.5cm以内に書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を付すことができる。
- 4 届出書は、タイプ印書又は印刷によるものとし、写真、静電的方法、写

- 真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように作成する。
- 5 届出書のすべての用紙には、アラビア数字により1から始まる連続番号を用紙（余白部分を除く。）の上端又は下端の中央に付する。
 - 6 タイプ印書による場合において、行の間隔は、少なくとも5 mm以上をとる。ただし、備考12、15においてローマ字を用いるときは1.5文字の幅をとる。
 - 7 記載事項は、10ポイントから12ポイントまでの大きさの文字（備考12、15においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.28cm以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて備考4に定める要件を満たすもので記載する。
 - 8 「国際出願の表示」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/J P○○○○/○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○. ○○. ○○○○提出の国際出願」のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。
 - 9 「氏名（名称）」は、自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、また、法人にあつてはその名称を記載する。
 - 10 「あて名」は、「日本国、何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載するとともに、郵便番号を記載する。
 - 11 「あて名」は、出願人、代表者又は代理人各人ごとに1つのあて名のみを記載する。
 - 12 氏名若しくは名称又はあて名には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて併記する。
 - 13 「国籍」は、出願人又は代表者とその国民である国の国名を記載する。
 - 14 「住所」は、出願人又は代表者とその居住者である国の国名を記載する。
 - 15 国名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により表示する。
 - 16 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の選任を届け出るときは、「届出の内容」の次に「代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載する。
 - 17 「代理人」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「弁護士」、「弁理士」又は「法定代理人」のうち該当するものを記載する。
 - 18 代理人によるときは本人の署名は不要とし、代理人によらないときは「代理人」の欄を設けるには及ばない。

- 19 「代理人（代表者）の選任を証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

（文例）

代 理 人（代表者）選 任 証

日付 ・ ・

代理人（代表者） 殿

出願人

（署名：_____）

下記の国際出願に関する手続については、貴殿を代理人（代表者）に選任したことに相違ありません。

記

国際出願の表示

- 20 各用紙においては、原則として抹消、訂正、重ね書き及び行間挿入を行ってはならない。
- 21 届出書の用紙は、容易に分離し又はとじ直すことができるように例えばクリップ等を用いてとじる。
-

様式第1の2（第6条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平15経産令153・平19経産令26・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF POWER OF ATTORNEY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent (Common Representative) Appointed

Name :

Address :

4 Agent

Name : Signature _____

Address :

5 List of Attached Documents

(1) certificate of power of attorney : 1 copy

(2) ()

〔備考〕

1 タイプ印書による場合において、行の間隔は、1.5文字の幅とする。

2 記載事項は、大文字の大きさが縦0.28cm以上の文字のタイプ印書又は印刷により、暗色の退色性のない色で、写真、静電的方法、写真オフセット及びマイクロフィルムによつて直接に任意の部数の複製をすることができるように記載する。

3 「Identification of the International Application」の欄には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「P C T / J P ○○○○ / ○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、その国際出願の提出日を日月年の順に「International Application filed on ○○. ○○. ○○○○」のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。

4 「Address」は、「4-3, Kasumigaseki 3-chome, Chiyoda - ku, TOKYO 100-0013 JAPAN」のように詳しく記載する。

5 国名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国の名称を英語により表示する。

6 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の選任を届出るときは、「Agent Appointed」の次に「Scope of power of Attorney」の欄を設けて、その旨を記載する。

- 7 「Agent」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「Attorney at law」、「Patent attorney」又は「Legal representative」のうち該当するものを記載する。
- 8 代理人によるときは本人の署名は不要とし、代理人によらないときは「Agent」の欄を設けるには及ばない。
- 9 「certificate of power of attorney」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

Power of Attorney

I/We,
do hereby appoint
as my/our agent (common representative), to act for me/us in all proceedings concerning the following International Application. Identification of the International Application,
Date, . . .

Signature _____

- 10 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、11、13及び14、20及び21と同様とする。
-

様式第2（第6条関係）（平4通産令42・令2経産令92・一部改正）

代理人（代表者）解任届

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）

氏名（名称）	（署名：_____）
あて名	
国籍	
住所	
- 3 届出の内容

解任した代理人（代表者）	
氏名	
あて名	
- 4 代理人

氏名	（署名：_____）
あて名	
- 5 添付書類の目録
 - (1) 代理人（代表者）の解任を証明する書面 1通
 - (2) （ _____ ）通

[備考]

 - 1 代理人（代表者）が辞任を届け出るときは、表題を「代理人（代表者）辞任届」とし、「解任した代理人（代表者）」を「辞任した代理人（代表者）」とする。
 - 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「届出の内容」の次に「代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載する。
 - 3 その他は、様式第1の備考1から15まで、17、18、20及び21と同様とする。

様式第2の2（第6条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF
ATTORNEY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent (Common Representative) Withdrawn

Name :

Address :

4 Agent

Name : Signature _____

Address :

5 List of Attached Documents

(1) certificate of revocation of power of attorney : 1 copy

(2) ()

[備考]

1 代理人（代表者）が辞任を届け出るときは、表題を「NOTIFICATION OF RENUNCIATION OF POWER OF ATTORNEY」とし、「Agent (Common Representative) Withdrawn」を「Agent (Common Representative) Resigned」とする。

2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「Agent (Common Representative) Withdrawn (Resigned)」の次に「Scope of power of Attorney」の欄を設けて、その旨を記載する。

3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、11、13、14、20及び21並びに様式第1の2の備考1から5まで、7及び8と同様とする。

様式第2の3（第6条の2関係）（平4通産令42・追加、令2経産令92・一部改正）

復 代 理 人 選 任 届

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
 - 氏名(名称)
 - あ て 名
 - 国 籍
 - 住 所
- 3 届出の内容
 - 選任した復代理人
 - 氏 名
 - あ て 名
- 4 代理人
 - 氏 名 (署名：_____)
 - あ て 名
- 5 復代理人
 - 氏 名 (署名：_____)
 - あ て 名
- 6 添付書類の目録
 - (1) 復代理人の選任を証明する書面 1 通
 - (2) () 通

[備考]

- 1 「あて名」は出願人、代表者、代理人又は復代理人各人ごとに1つのあて名のみを記載する。
- 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の選任を届け出るときは、「届出の内容」の次に「復代理人の代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 3 「復代理人」の欄には、その氏名の記載に合わせて、その氏名の前に「弁護士」又は「弁理士」のうち該当するものを記載する。
- 4 復代理人による場合は代理人の署名は不要とし、復代理人によらないときは「復代理人」の欄を設けるには及ばない。
- 5 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、19から21と同様とする。

様式第2の4（第6条の2関係）（平4通産令42・追加、令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF POWER OF ATTORNEY (SUB-AGENT)

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Sub-Agent Appointed

Name :

Address :

4 Agent

Name : Signature _____

Address :

5 Sub-Agent

Name : Signature _____

Address :

6 List of Attached Documents

(1) certificate of power of attorney : 1 copy

(2) ()

[備考]

- 1 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の選任を届け出るときは、「Sub-Agent Appointed」の次に、「Scope of power of Attorney」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 2 「Sub-Agent」の欄には、その氏名の記載に併せて、その氏名の前に「Attorney at law」又は「Patent attorney」のうち該当するものを記載する。
- 3 復代理人によるときは代理人の署名は不要とし、復代理人によらないときは「Sub-Agent」の欄を設けるには及ばない。
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8並びに様式第2の3の備考1と同様とする。

様式第2の5（第6条の2関係）（平4通産令42・追加、令2経産令92・一部改正）

復 代 理 人 解 任 届

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名(名称) (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 届出の内容

解任した復代理人

氏 名

あ て 名

4 代理人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

5 添付書類の目録

(1) 復代理人の解任を証明する書面 1通

(2) (1通)

[備考]

- 1 復代理人が辞任を届け出るときは、表題を「復代理人辞任届」、「解任した復代理人」を「辞任した復代理人」とする。
- 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「届出の内容」の次に「代理権の範囲」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第2の6（第6条の2関係）（平4通産令42・追加、令元経産令38・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF REVOCATION OF POWER OF
ATTORNEY (SUB-AGENT)

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Sub-Agent Withdrawn

Name :

Address :

- 4 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 5 List of Attached Documents

- (1) certificate of power of attorney : 1 copy
- (2) ()

[備考]

- 1 復代理人が辞任を届け出るときは、表題を「NOTIFICATION OF RENUNCIATION OF POWER OF ATTORNEY (SUB-AGENT)」とし「Sub-Agent Withdrawn」の欄を「Sub-Agent Resigned」とする。
- 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する復代理人の解任又は辞任を届け出るときは、「Sub-Agent Withdrawn (Resigned)」の次に「Scope of Power of Attorney」の欄を設けてその旨を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第2の7（第6条の3関係）（昭55通産令33・追加、昭56通産令58・一部改正、昭60通産令33・旧様式第2の2線下、平4通産令42・旧様式第2の3線下・一部改正、令2経産令92・一部改正）

包括委任状提出書

特許庁長官 殿

1 委任をした者

氏名(名称) (署名: _____)

あて名

国 籍

住 所

2 選任した(復)代理人

氏 名

あて名

3 (復)代理人

氏 名 (署名: _____)

あて名

4 添付書類の目録

(1) (復)代理人の選任を証明する書面 1通

(2) () ()通

[備考]

1 委任をした者が代理人であるときは、「国籍」及び「住所」の欄を設けるには及ばない。

2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括委任状を寄託するときは、「届出の内容」の次に「寄託機関」の欄を設けて、その旨を記載する。

3 「(復)代理人の選任を証明する書面」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

(復)代理人選任証

日付

殿

氏名(名称) (署名: _____)

すべての国際出願に関する手続について、貴殿を（復）代理人に選任したことに相違ありません。

- 4 その他は、様式第1の備考1から7まで、9、10、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第2の8（第6条の3関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・一部改正、平4通産令42・旧様式第2の4線下・一部改正、令2経産令92・一部改正）

SUBMISSION OF GENERAL POWER OF ATTORNEY

To : Commissioner of the Patent Office

1 Person Appointing Agent

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

2 Agent (Sub-Agent) Appointed

Name :

Address :

3 Agent (Sub-Agent)

Name : Signature _____

Address :

4 List of Attached Documents

(1) certificate of general power of attorney : 1 copy

(2) ()

[備考]

- 1 委任をした者が代理人であるときは、「Country of nationality」及び「Country of residence」の欄を設けるには及ばない。
- 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括委任状を寄託するときは、「Agent (Sub-Agent) Appointed」の次に「Depositary Authority」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 3 「certificate of general power of attorney (sub-agent)」は、なるべく次の文例により作成する。

(文例)

General Power of Attorney (Sub-Agent)

I/We,

do hereby appoint

as my/our agent (sub-agent), to act for me/us in proceeding con-

cerning all of my/our International Applications.

Date, . . .

Signature _____

- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1、2、4、5、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。
-

様式第2の9（第6条の3関係）（昭55通産令33・追加、昭60通産令33・旧様式第2の3線
下、平4通産令42・旧様式第2の5線下・一部改正、令2経産令92・一部改正）

包括（復）代理人解任届

特許庁長官 殿

1 委任をした者（出願人）

氏名(名称) (署名：_____)

あて名

国 籍

住 所

2 届出の内容

解任した（復）代理人

氏 名

あて名

3 （復）代理人

氏 名 (署名：_____)

あて名

4 添付書類の目録

(1) （復）代理人の解任を証明する書面 1通

(2) () 通

[備考]

- 1 （復）代理人が辞任を届け出るときは、表題を「包括（復）代理人辞任届」とし、「解任した（復）代理人」を「辞任した（復）代理人」とする。
- 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括（復）代理人の解任又は辞任を届け出るときには、「届出の内容」の次に「寄託機関」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から7まで、9、10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第2の7の備考1と同様とする。

様式第2の10（第6条の3関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・一部改正、平4通
産令42・旧様式第2の6様下・一部改正、令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF REVOCATION OF GENERAL
POWER OF ATTORNEY (SUB-AGENT)

To : Commissioner of the Patent Office

1 Person Appointing Agent

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

2 Agent (Sub-Agent) Withdrawn

Name :

Address :

3 Agent (Sub-Agent)

Name : Signature _____

Address :

4 List of Attached Documents

(1) certificate of revocation of general power of attorney : 1 copy

(2) ()

[備考]

- 1 (復) 代理人が辞任を届け出るときは、表題を「NOTIFICATION OF RENUNCIATION OF GENERAL POWER OF ATTORNEY (SUB-AGENT)」とし、「Agent (Sub-Agent) Withdrawn」を「Agent (Sub-Agent) Resigned」とする。
- 2 国際調査機関又は国際予備審査機関のみに対する包括（復）代理人の解任又は辞任を届け出るときには、「Agent (Sub-Agent) Withdrawn (Resigned)」の次に「Depositary Authority」の欄を設けて、その旨を記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1、2、4、5、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第2の8の備考1と同様とする。

様式第3（第9条関係）（平28経産令36・全改、令2経産令92・一部改正）

【書類名】 氏名（名称）変更届

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

〔備考〕

- 1 タイプ印字による場合において、行の間隔は、少なくとも5mm以上をとる。
ただし、備考8又は11においてローマ字を用いるときは、1.5文字の幅をとる。
- 2 記載事項は、10ポイントから12ポイントまでの大きさの文字（備考8又は11においてローマ字を用いるときは、大文字の大きさが縦0.28cm以上の文字）により、かつ、暗色の退色性のない色であつて様式第1の備考4に定める要件を満たすもので記載する。また、「【】」、「▲」及び「▼」は用いてはならない（欄名の前後に「【】及び「】」を用いるときを除く。）。
- 3 「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願番号】」には、既に特許庁から国際出願番号の通知を受けている場合には、その番号を「PCT/J P○○○○/○○○○○○」のように記載し、国際出願番号の通知を受ける前の場合には、「【国際出願番号】」を「【国際出願日】」とし、その国際出願の提出日を日月年の順に「○○.○○.○○○○」のように記載し、「【国際出願日】」の次に「【書類記号】」の欄を設けて、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。
- 4 第6条の規定により選任された代表者が手続を行うときは、「【出願人】」を「【代表者】」とし、当該代表者を記載する。
- 5 「【識別番号】」は、なるべく記載するものとし、記載しないときは「【識別番号】」の欄は設けるには及ばない。
- 6 「【氏名又は名称（日本語）】」は、自然人にあつては姓及び名を姓、名の順に記載し、その横に署名をする。法人にあつてはその名称を記載し、その横に法人の代表者の署名をする。
- 7 「【あて名（日本語）】」は、「何県、何郡、何村、大字何、字何、何番地、何号」のように詳しく記載する。
- 8 「【氏名又は名称（英語）】」及び「【あて名（英語）】」には、これらの音訳又は英語への翻訳をローマ字を用いて記載する。
- 9 「【国籍】」は、出願人又は代表者がその国民である国の国名を記載する。
- 10 「【住所】」は、出願人又は代表者がその居住者である国の国名を記載する。
- 11 国名を記載する場合においては、特許庁長官が指定する国の名称を日本語及び英語により表示する。
- 12 「【事件との関係】」の欄には、「出願人」、「発明者」、「代理人」のように、氏名（名称）を変更した者と国際出願との関係を記載する。氏名（名称）を変更した者が、出願人であつて発明者である場合は、「出願人及び発明者」と、代表者である場合には、「出願人及び共通の代表者」と記載する。
- 13 「【出願人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰

り返し設けて記載する。

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

- 14 「【氏名又は名称を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、氏名又は名称を変更した者が出願人以外の者であるときは、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない。

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【氏名又は名称を変更した者】

【事件との関係】

【旧氏名又は名称（日本語）】

【旧氏名又は名称（英語）】

【新氏名又は名称（日本語）】

【新氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

15 「【代理人】」の欄の「【弁理士】」には、「【弁理士】」、「【弁護士】」又は「【法定代理人】」のうち該当するものを記載する。

16 代理人によるときは本人の署名は不要とし、代理人によらないときは「【代理人】」の欄を設けるには及ばない。

17 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

- 18 復代理人によるときは「【代理人】」の欄の次に「【復代理人】」の欄を設けて、その欄に「(【識別番号】)」、「【弁理士】」、「【氏名又は名称 (日本語)】」、「【氏名又は名称 (英語)】」、「【あて名 (日本語)】」、「【あて名 (英語)】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」の欄を設けて、「氏名又は名称 (日本語)」、「氏名又は名称 (英語)」、「あて名 (日本語)」、「あて名 (英語)」、「郵便番号」及び「国名」を記載する。この場合において、「(【識別番号】)」及び「【弁理士】」については備考5及び15と同様とする。「【復代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、備考17と同様とする。この場合において、「【代理人】」とあるのは、「【復代理人】」と読み替えるものとする。
- 19 「【あて名 (日本語)】」、「【あて名 (英語)】」、「【郵便番号】」及び「【国名】」を記載するときは、出願人、代表者、代理人又は復代理人ごとに1つのあて名のみを記載する。
- 20 復代理人によるときは代理人の署名は不要とし、復代理人によらないときは「【復代理人】」の欄を設けるには及ばない。
- 21 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21と同様とする。

様式第3の2（第9条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平10通産令87・平28経産令36・令元経産令38・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF CHANGE OF NAME

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Person Changing Name

Former name :

New name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 4 Agent (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

[備考]

- 1 手続をした者又はその代理人の氏名（名称）の変更を届け出るときは、「Applicant (Common Representative)」の欄を設けるには及ばない。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第4（第9条関係）（平28経産令36・全改）

- 【書類名】 あて名変更届
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【国際出願の表示】
 - 【国際出願番号】
- 【出願人】
 - （【識別番号】）
 - 【氏名又は名称（日本語）】
 - 【氏名又は名称（英語）】
 - 【あて名（日本語）】
 - 【あて名（英語）】
 - 【郵便番号】
 - 【国名】
 - 【国籍】
 - 【住所】
- 【あて名を変更した者】
 - 【事件との関係】
 - 【氏名又は名称（日本語）】
 - 【氏名又は名称（英語）】
 - 【旧あて名（日本語）】
 - 【旧あて名（英語）】
 - 【旧郵便番号】
 - 【旧国名】
 - 【新あて名（日本語）】
 - 【新あて名（英語）】
 - 【新郵便番号】
 - 【新国名】
 - 【国籍】
 - 【住所】
- 【代理人】
 - （【識別番号】）
 - 【弁理士】
 - 【氏名又は名称（日本語）】
 - 【氏名又は名称（英語）】
 - 【あて名（日本語）】
 - 【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

[備考]

- 1 「【あて名を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、あて名を変更した者が出願人以外の者であるときは、「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない。

【あて名を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【旧あて名（日本語）】

【旧あて名（英語）】

【旧郵便番号】

【旧国名】

【新あて名（日本語）】

【新あて名（英語）】

【新郵便番号】

【新国名】

【国籍】

【住所】

【あて名を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【旧あて名（日本語）】

【旧あて名（英語）】

【旧郵便番号】

【旧国名】

【新あて名（日本語）】

【新あて名（英語）】

【新郵便番号】

【新国名】

【国籍】

【住所】

- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から13まで及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考12中「氏名（名称）」とあるのは、「あて名」と読み替えるものとする。

様式第4の2（第9条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平10通産令87・平28経産令36・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF CHANGE OF ADDRESS

To: Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name: Signature _____

Address:

Country of nationality:

Country of residence:

- 3 Person Changing Address

Name: Signature _____

Former address:

New address:

Country of nationality:

Country of residence:

- 4 Agent (Common Representative)

Name: Signature _____

Address:

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第3の2の備考1と同様とする。

様式第5の3（第9条関係）（平28経産令36・全改）

- 【書類名】 国籍変更届
- 【あて先】 特許庁長官 殿
- 【国際出願の表示】
 - 【国際出願番号】
- 【出願人】
 - （【識別番号】）
 - 【氏名又は名称（日本語）】
 - 【氏名又は名称（英語）】
 - 【あて名（日本語）】
 - 【あて名（英語）】
 - 【郵便番号】
 - 【国名】
 - 【国籍】
 - 【住所】
- 【国籍を変更した者】
 - 【事件との関係】
 - 【氏名又は名称（日本語）】
 - 【氏名又は名称（英語）】
 - 【あて名（日本語）】
 - 【あて名（英語）】
 - 【郵便番号】
 - 【国名】
 - 【旧国籍】
 - 【新国籍】
 - 【住所】
- 【代理人】
 - （【識別番号】）
 - 【弁理士】
 - 【氏名又は名称（日本語）】
 - 【氏名又は名称（英語）】
 - 【あて名（日本語）】
 - 【あて名（英語）】
 - 【郵便番号】
 - 【国名】

〔備考〕

- 1 「【国籍を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【国籍を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【旧国籍】

【新国籍】

【住所】

【国籍を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【旧国籍】

【新国籍】

【住所】

- 2 様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から13まで及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考12中「氏名（名称）」とあるのは「国籍」と読み替えるものとする。

様式第5の4（第9条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平10通産令87・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF CHANGE OF COUNTRY OF NATIONALITY

To: Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Person Changing Country of Nationality

Name: Signature _____

Address:

Former country of nationality:

New country of nationality:

Country of residence:

- 3 Agent (Common Representative)

Name: Signature _____

Address:

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第5の5（第9条関係）（平28経産令36・全改）

【書類名】 住所変更届

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【住所を変更した者】

【事件との関係】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【旧住所】

【新住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

〔備考〕

- 1 「【住所を変更した者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【住所を変更した者】

- 【事件との関係】
- 【氏名又は名称（日本語）】
- 【氏名又は名称（英語）】
- 【あて名（日本語）】
- 【あて名（英語）】
- 【郵便番号】
- 【国名】
- 【国籍】
- 【旧住所】
- 【新住所】

【住所を変更した者】

- 【事件との関係】
- 【氏名又は名称（日本語）】
- 【氏名又は名称（英語）】
- 【あて名（日本語）】
- 【あて名（英語）】
- 【郵便番号】
- 【国名】
- 【国籍】
- 【旧住所】
- 【新住所】

- 2 様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から13まで及び15から20までと同様とする。
-

様式第5の6（第9条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平10通産令87・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF CHANGE OF COUNTRY OF RESIDENCE

To: Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Person Changing Country of Residence

Name: Signature _____

Address:

Country of nationality:

Former country of residence:

New country of residence:

- 3 Agent (Common Representative)

Name: Signature _____

Address:

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第6（第10条関係）（平28経産令36・全改）

- 【書類名】 名義変更届
【あて先】 特許庁長官 殿
【国際出願の表示】
【国際出願番号】
【出願人】
（【識別番号】）
【氏名又は名称（日本語）】
【氏名又は名称（英語）】
【あて名（日本語）】
【あて名（英語）】
【郵便番号】
【国名】
【国籍】
【住所】
【新名義人】
【事件との関係】
【氏名又は名称（日本語）】
【氏名又は名称（英語）】
【あて名（日本語）】
【あて名（英語）】
【郵便番号】
【国名】
【国籍】
【住所】
【代理人】
（【識別番号】）
【弁理士】
【氏名又は名称（日本語）】
【氏名又は名称（英語）】
【あて名（日本語）】
【あて名（英語）】
【郵便番号】
【国名】

〔備考〕

- 1 「【事件との関係】」には、「全ての指定国における出願人」のように、新名

義人と国際出願との関係を記載する。

- 2 「【新名義人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。ただし、名義を変更した者が発明者であるときは「【国籍】」及び「【住所】」の欄は設けるには及ばない。

【新名義人】

【事件との関係】
【氏名又は名称（日本語）】
【氏名又は名称（英語）】
【あて名（日本語）】
【あて名（英語）】
【郵便番号】
【国名】
【国籍】
【住所】

【新名義人】

【事件との関係】
【氏名又は名称（日本語）】
【氏名又は名称（英語）】
【あて名（日本語）】
【あて名（英語）】
【郵便番号】
【国名】
【国籍】
【住所】

- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から11まで、13及び15から20までと同様とする。

様式第6の2（第10条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平10通産令87・平15経産令153・平28経産令36・令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF CHANGE OF PERSON

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 New Person

Relationship to the International Application :

Name :

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

4 Agent

Name : Signature _____

Address :

[備考]

- 1 「Relationship to the International Application」の欄には、「Applicant for all designated States」のように、新名義人と国際出願との関係を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第七 削除
 様式第七の二 削除
 様式第八（第17条関係）

様式第八（第17条関係）（昭55通産令33・昭56通産令7・昭56通産令58・平4通産令42・平10通産令57・平13経産令13・平19経産令26・平20経産令90・平27経産令6・一部改正）

明 細 書

〔備考〕

- 1 各用紙には、なるべく5行目ごとにアラビア数字により連続番号を用紙の左側の余白の右半分につする。
- 2 計量単位は、メートル法により記載する。
- 3 技術用語は、学術用語を用いる。
- 4 用語は、国際出願全体を通じ統一して使用されているものを用いる。
- 5 明細書には、化学式又は数式を記載することができる。
- 6 明細書には、表を使用することができる。
- 7 明細書には、願書に記載されている発明の名称を冒頭に表示するとともに次に掲げる事項を原則としてその定めるところにより記載する。
 - イ その発明の関連する技術分野を明示する。
 - ロ その発明の理解、調査及び審査に有用であると思われる従来の技術を明示するとともに、なるべく当該技術に関する文献を引用する。
 - ハ その発明が解決しようとする技術的課題及びその解決方法を理解することができるように、請求の範囲に記載されている発明を開示するとともに、その発明が従来の技術との関連において有する有利な効果を記載する。
 - ニ 図面があるときは、図についての簡単な説明を記載する。
 - ホ 請求の範囲に記載されている発明の実施をするための形態のうち少なくとも出願人が最良であると考えるものを記載する。その記載は、適当なときは実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行う。
 - ヘ 必要があるときは、その発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法を明示する。
- 8 備考4の各記載事項の前には、原則として各々「発明の名称」、「技術分野」、「背景技術」、「発明の開示」又は「発明の概要」、「図面の簡単な説明」、「発明を実施するための最良の形態」又は「発明を実施するための形態」及び「産業上の利用可能性」の見出しを付する。
- 9 規則第13規則の2の寄託された生物材料への言及を行うときは、次に掲げる事項を記載する。

- イ 当該生物材料を寄託した寄託機関の名称及びあて名
 - ロ イの寄託機関に寄託した日付
 - ハ イの寄託機関が寄託について付した受託番号
 - ニ 規則13の2. 3(a)(v)に規定する追加事項
 - ホ イからロまでに掲げる事項の記載を特定の指定国のみのために行うときは、当該指定国の国名及び当該指定国のみのために行う旨
- 10 明細書には、法又はこの省令に規定する事項以外のいかなる事項も記載してはならない。
- 11 その他は、様式第1の備考1から7まで、20及び21と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。
-

様式第8の2（第17条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平20経産令90・平27経産令6・一部改正）

DESCRIPTION

〔備考〕

- 1 明細書には、願書に記載されている発明の名称を冒頭に表示するとともに次に掲げる事項を原則としてその定めるところにより記載する。
 - イ その発明の関連する技術分野を明示する。
 - ロ その発明の理解、調査及び審査に有用であると思われる従来の技術を明示するとともに、なるべく当該技術に関する文献を引用する。
 - ハ その発明が解決しようとする技術的課題及びその解決方法を理解することができるように、請求の範囲に記載されている発明を開示するとともに、その発明が従来の技術との関連において有する有利な効果を記載する。
 - ニ 図面があるときは、図についての簡単な説明を記載する。
 - ホ 請求の範囲に記載されている発明の実施をするための形態のうち少なくとも出願人が最良であると考えるものを記載する。その記載は、適当なときは実施例を用いて、図面があるときはその図面を引用して行う。
 - ヘ 必要があるときは、その発明の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法を明示する。
- 2 備考1の各記載事項の前には、原則として各々「Title of Invention」、「Technical Field」、「Background Art」、「Disclosure of Invention」又は「Summary of Invention」、「Brief Description of Drawings」、「Best Mode for Carrying out the Invention」又は「Mode(s) for Carrying out the Invention」若しくは「Description of Embodiments」及び「Industrial Applicability」の見出しを付する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2並びに様式第8の備考1から6まで、9及び10と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第9（第18条関係）（昭55通産令33・昭56通産令58・昭59通産令93・平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正）

請 求 の 範 囲

〔備考〕

- 1 すべての用紙には、アラビア数字により明細書の最後の用紙に付した番号の次の番号から始まる連続番号を用紙（余白部分を除く。）の上端又は下端の中央に付する。
- 2 請求の範囲の数は、請求の範囲に記載される発明の性質を考慮して妥当な数とする。
- 3 請求の範囲の数が2以上のときは、記載する順序により請求の範囲にアラビア数字で連続番号を付する。
- 4 1又は2以上の他の請求の範囲のすべての技術的特徴を含む請求の範囲（以下「従属請求の範囲」という。）の記載は、他の請求の範囲を引用するとともに追加の技術的特徴を記載する。
- 5 2以上の他の請求の範囲を引用する従属請求の範囲（以下「多数従属請求の範囲」という。）は、原則として引用しようとする請求の範囲を択一的に引用して記載する。
- 6 多数従属請求の範囲においては、原則として他の多数従属請求の範囲を引用して記載してはならない。
- 7 備考5又は6の原則によらない記載が指定国の国内法令の要件を満たしている場合、備考5又は6の原則によらないことは当該指定国においていかなる影響も及ぼさない。
- 8 請求の範囲における発明の技術的特徴の記載は、原則として明細書又は図面を引用して記載してはならず、特に「明細書の……の箇所に記載したように」又は「図面の……の図に示したように」のような記載をしてはならない。
- 9 請求の範囲に記載されている技術的特徴であつて図面に記載されているものは、その図面の引用符号をかつこを付して引用することが望ましい。
- 10 同一の請求の範囲を引用する従属請求の範囲は、原則として引用に係る請求の範囲に続けて記載する。
- 11 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21並びに様式第8の備考1から6まで及び10と同様とする。この場合において、化学式

若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第9の2（第18条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正）

CLAIMS

〔備考〕

様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第8の備考1から6まで及び10並びに様式第9の備考1から10までと同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第10（第19条関係）（昭54通産令55・昭55通産令33・昭59通産令98・平4通産令42・一部改正）



〔備考〕

- 1 余白は、少なくとも用紙の上端及び左端におのおの2.5cm、右端に1.5cm並びに下端に1cmをとる。ただし、上端の余白の左隅であつて上端から1.5cm以内に書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を付すことができる。
- 2 図面には、その理解に欠くことができない「水」、「蒸気」、「開」、「閉」、「A Bの切断面」等の単語又は語句を除くほか、文言を記載してはならない。
- 3 図面は、耐久性のある、黒色の、十分に濃厚な濃墨等を用い、太さの均一な、かつ、明りような線で着色することなく、作成する。
- 4 切断面には、平行斜線を引く。この場合において、引用符号及び引出線の明りような読取りが妨げられてはならない。
- 5 図の大きさ及び作図の明りよう性は、3分の2の線縮尺による写真複製をした場合にすべての細部を容易に識別することができるようなものとする。
- 6 図面の尺度を示すときは、図式を用いて表示する。
- 7 図面に記載するすべての数字、文字及び引出線は、簡潔かつ明りようなものとする。この場合において、数字又は文字とともに、かつこ、円又は引用符を用いてはならない。
- 8 図面中のすべての線は、原則として製図用具を用いて引く。
- 9 図の各要素は、その理解のために欠くことができない場合を除き、図中の他の要素のそれぞれに対して妥当な比率のものとする。
- 10 数字及び文字の大きさは、縦0.32cm以上とする。
- 11 2以上の用紙を用いて単一の図を描くときは、その2以上の図を合わせるにより単一の完全な図を構成できるように配置する。
- 12 2以上の図があるときは、各図ごとに用紙の番号とは無関係に、アラビア数字により連続番号を付する。
- 13 図面には明細書に用いない引用符号は記載してはならない。
- 14 図面に多数の引用符号を用いるときは、なるべくすべての引用符号ごと

にその対応する部分を示す別紙を添付する。

- 15 図面の各用紙の番号は、斜線で区分された2つのアラビア数字からなるものとし、斜線で区分された左側には用紙の番号を、右側には用紙の合計数を、用紙（余白部分を除く。）の上端又は下端の中央に付する。
 - 16 その他は、様式第1の備考1、2、20及び21と同様とする。この場合において、図を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長にして用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、図の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。
-

様式第10の2（第19条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・一部改正）

DRAWINGS

〔備考〕

- 1 図面には、その理解に欠くことができない「water」、「steam」、「open」、「closed」、「section on AB」等の単語又は語句を除くほか、文言を記載してはならない。
- 2 その他は、様式第1の備考1、2、20及び21並びに様式第10の備考1及び3から15までと同様とする。この場合において、図を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長にして用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、図の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第11 (第20条関係) (昭55通産令33・昭56通産令58・平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正)

要 約 書

[備考]

- 1 すべての用紙には、アラビア数字により請求の範囲の最後の用紙に付した番号の次の番号から始まる連続番号を用紙(余白部分を除く。)の上端又は下端の中央に付する。
- 2 要約書には、その要約書に係る国際出願を先行技術として調査する必要性の有無を判断するための選別手段として利用することができるよう、請求の範囲に記載されている発明の属する技術分野、その発明が解決しようとする技術的課題及びその解決方法の要点並びにその発明の主な用途を明りように記載する。
- 3 要約書は、可能な限り簡潔に記載する。(英語に翻訳した場合、50語以上150語以内であることが望ましい。)
- 4 主要な技術的特徴であつて図面に記載されているものを要約書に記載するときは、かっこ付きの引用符号を付する。
- 5 要約書には、請求の範囲に記載されている発明の不確実な効果又は用途について記載してはならない。
- 6 その他は、様式第1の備考1から4まで、6、7、20及び21並びに様式第8の備考2から6まで及び10と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第11の2（第20条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・一部改正）

ABSTRACT

〔備考〕

- 1 要約書は、可能な限り簡潔に記載する。（50語以上150語以内であることが望ましい。）
- 2 その他は、様式第1の備考1から4まで、20及び21、様式第1の2の備考1及び2、様式第8の備考2から6まで及び10並びに様式第11の備考1、2、4及び5と同様とする。この場合において、化学式若しくは数式又は表を正しく配置するために必要であるときは、用紙は、横長に用いてもよい。用紙を横長にして用いた場合には、当該用紙は、化学式若しくは数式又は表の上端が用紙の左側になるように縦長にしてとじる。

様式第11の3（第21条及び第29条の4関係）（昭57通産令75・追加、昭60通産令33・旧
様式第11の2線下、平4通産令42・平24経産令65・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

優先権書類提出書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
 - 氏名（名称） （署名：_____）
 - あて名
 - 国 籍
 - 住 所
- 3 代理人
 - 氏 名 （署名：_____）
 - あて名
- 4 添付書類の目録
 - 優先権書類 通

〔備考〕

- 1 第29条の4第1項（同条第3項及び第29条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「優先権主張の基礎出願の写し提出書」とし、「添付書類の目録」の欄の「優先権書類 通」を「優先権主張の基礎出願の写し通」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「優先権主張の基礎出願の写し 通」の次に「翻訳文 通」のように記載する。第29条の4第1項のただし書の場合にあつては、表題を「優先権主張の基礎出願の翻訳文提出書」とし、「添付書類の目録」の欄の「優先権書類 通」を「優先権主張の基礎出願の翻訳文 通」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第11の4（第21条及び第29条の4関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平24経産令65・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

SUBMISSION OF PRIORITY DOCUMENT

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature _____

Address :

4 List of Attached Documents

priority document(s) : copies

[備考]

- 1 第29条の4第1項（同条第3項及び第29条の8第2項において準用する場合を含む。）の規定により優先権の主張の基礎となる出願の写しを提出するときは表題を「SUBMISSION OF COPY OF THE EARLIER APPLICATION」とし、「List of Attached Documents」の欄の「priority document(s):copies」を「copy of the earlier application(s):copies」とし、当該基礎出願の言語が国際出願の言語と異なる場合にあつては、「copy of the earlier application(s):copies」の次に「translation of the earlier application(s):copies」のように記載する。第29条の4第1項のただし書の場合にあつては、表題を「SUBMISSION OF TRANSLATION OF THE EARLIER APPLICATION」とし、「List of Attached Documents」の欄の「priority document(s):copies」を「translation of the earlier application(s):copies」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第11の5（第21条関係）（昭57通産令75・追加、昭60通産令33・旧様式第11の3線下、平
元通産令16・平4通産令42・平11通産令132・平15経産令153・令元経産令1・令2経産令92・
一部改正）

優先権書類送付請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 優先権の主張の基礎となる出願の表示
- 3 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あて名

国 籍

住 所

- 4 代理人

氏 名 (署名：_____)

あて名

- 5 添付書類の目録

特願（実願）○○○○—○○○○○○の優先権証明願 通

[備考]

- 1 「優先権の主張の基礎となる出願の表示」の欄には、「特願○○○○—○○○○○○」、「実願○○○○—○○○○○○」又は「PCT/JPO○○○○/○○○○○○」のように特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願の番号を記載する。ただし、特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願の番号の通知前のものについては、「令和何年何月何日提出の特許願」、「令和何年何月何日提出の実用新案登録願」又は「○○. ○○. ○○○○提出の国際出願」（国際出願の提出日を日月年の順に記載する。）のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第11の6（第21条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平11通産令132・平15経産令153・令2経産令92・一部改正）

REQUEST FOR TRANSMITTAL OF PRIORITY
DOCUMENT

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Identification of the Priority Application
- 3 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 4 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 5 List of Attached Documents

request(s) for certification of priority : copies

[備考]

- 1 「Identification of the Priority Application」の欄には、「Patent Application No.20××-○○○○○○」、「Utility Model Application No.20××-○○○○○○」又は「PCT/J P○○○○/○○○○○○」のように特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願の番号を記載する。ただし、特許出願、実用新案登録出願又は特許庁長官に提出された国際出願の番号の通知前のものについては、その出願の提出日を日月年の順に「Patent Application filed on ○○. ○○. ○○○○」、「Utility Model Application filed on ○○. ○○. ○○○○」又は「International Application filed on ○○. ○○. ○○○○」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第11の7（第22条の2、第28条の4、第29条の2、第29条の6、第30条の2
及び第47条関係）（平19経産令26・追加、平24経産令65・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

意 見 書

特許庁長官 殿
(特許庁審査官 殿)

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

4 補完命令の日付

5 意見の内容

6 添付書類の目録

[備考]

1 第22条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第22条の2第1項の規定による意見）」とし、第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第28条の4第2項の規定による意見）」とし、第29条の2第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の2第2項の規定による意見）」とし、第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第29条の6第2項の規定による意見）」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは表題を「意見書（第30条の2第1項の規定による意見）」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「意見書（第47条第3項の規定による意見）」とする。

2 第28条の4第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「通知の日付」とし、第29条の2第2項又は第29条の6第2項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とし、第30条の2第1項の規定による意見書を提出するときは「補完命令の日付」の欄を「補正命令の日付」とし、第47条第3項の規定による意見書を提出するときは「通知の日付」とする。

3 日付は、西暦紀元及びグレゴリー暦により、日についての数字、月につい

ての数字及び年についての数字をこの順序に従って、日及び月について2桁のアラビア数字で表示し、年について4桁のアラビア数字で表示し、かつ、日及び月の数字の後にピリオドを付す（例えば2003年6月28日は「28.06.2003」）。他の紀元又は暦を用いる場合には、西暦紀元及びグレゴリー暦による日付を併記する。

- 4 その他は、様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第12 (第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係)

手 続 補 完 書	
特許庁長官 殿	
1	国際出願の表示
2	出願人 (代表者)
	氏 名 (名称) (署名: _____)
	あ て 名
	国 籍
	住 所
3	代 理 人
	氏 名 (署名: _____)
	あ て 名
4	補完命令の日付 . . .
5	補完の対象
6	補完の内容
7	添付書類の目録
	[備考]
1	法第4条第2項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは表題を「手続補完書 (法第4条第2項の規定による命令に基づく手続の補完)」とし、第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の2第1項の規定による命令に基づく明細書等の引用補充)」とし、第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の3の規定による明細書等の引用補充)」とし、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の6第1項の規定による命令に基づく欠落部分の補充)」とし、同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の6第1項の規定による命令に基づく適当な明細書等の補充)」とし、第29条の7の規定により欠落部分の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の7の規定による欠落部分の補充)」とし、同条の規定により適当な明細書等の補充をするときは表題を「手続補充書 (第29条の7の規定による適当な明細書等の補充)」とし、法第17条の規定により手続の補完をするときは表題を「手続補完書 (法第17条の規定による手続の補完)」とし、令第1条第1項の規定による命令に基づき手続の補完をするときは「手続補完書 (令第1条第1項の規定による命令に基づく手続の補完)」とする。
2	第29条の2第1項の規定による命令に基づき明細書等の引用補充をするとき、第29条の6第1項の規定による命令に基づき欠落部分の補充をするとき又は同項の規定による命令に基づき適当な明細書等の補充をするときは「補完命令の日付」の欄を「補充命令の日付」とする。
3	「補充の対象」の欄には、「願書のII. 出願人の欄」のように補充をする書類名と補充をする箇所を記載する。また、第29条の2第1項の規定による命令に基づき又は第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは「補充の対象」の欄を「補充の対象」とし、「明細書及び請求の範囲」のように補充する書類名を記載する。第29条の6第1項の規定による命令に基づき又は第29条の7の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「補充の対象」の欄を「補充の対象」とし、「請求の範囲・請求項3」のように補充する書類名及び箇所を記載する。
4	「補充の内容」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の2第1項の規定による命令に基づき及び第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の8第1項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「補充の内容」の欄を「欠落部分の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「補充の内容」の欄を「適当な明細書等の記載箇所の表示」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。
5	補完事項を別紙を用いて表示するときは、「補充の内容」の欄には「別紙のとおり」と記載し、補完事項を記

載した用紙を別紙として添付する。

- 6 第50条の3第1項に規定する所定の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは、「補完の内容」又は「補充の内容」の欄に「別添のとおり」と記載するとともに補完事項を指摘する。
 - 7 同時に2以上の手続補完書を提出するときは、その手続補完書に、「手続補完書(1)」、「手続補完書(2)」のように番号をつけて区別し、同時に2以上の手続補充書を提出するときは、その手続補充書に、「手続補充書(1)」、「手続補充書(2)」のように番号をつけて区別する。
 - 8 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。
-

様式第12の2（第24条、第29条の2、第29条の3、第29条の6、第29条の7及び第29条の8関係）

CORRECTION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature _____

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected

6 Subject Matter of Correction

7 List of Attached Documents

[備考]

- 1 「Item to be Corrected」の欄には「Box No. II APPLICANT of the Request」のように補完をする書類名と補完をする箇所を記載する。また、第29条の2第1項の規定による命令に基づき又は第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときは「DESCRIPTION and CLAIMS」のように補充する書類名を記載する。第29条の6第1項の規定による命令に基づき又は第29条の7の規定により欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充をするときは「Claim 3 of the CLAIMS」のように補充する書類名及び箇所を記載する。
- 2 「Subject Matter of Correction」の欄には、補完事項を明確に記載する。第29条の2第1項の規定による命令に基づき及び第29条の3の規定により明細書等の引用補充をするときはこの欄は設けるには及ばない。第29条の8第1項の規定により欠落部分が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the missing part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該欠落部分が記載されている箇所の説明を記載する。同項の規定により適当な明細書等が記載されている箇所の記載をするときは「Subject Matter of Correction」の欄を「Indication as to where the correct part is contained in the earlier application」とし、優先権の主張の基礎となる出願において当該適当な明細書等が記載されている箇所の説明を記載する。
- 3 第50条の3第1項に規定する所定の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは「Subject Matter of Correction」の欄に「As per the attached」のように記載するとともに、補完又は補充事項を指摘する。
- 4 補完事項を別紙を用いて表示するときは、「Subject Matter of Correction」の欄には「As per the attached sheets」と記載し、補完事項を記載した用紙を別紙として添付する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第12の備考4及び7と同様とする。

様式第13（第26条関係）（昭54通産令55・昭60通産令33・平4通産令42・令2経産令92・一部改正）

図 面 提 出 書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏 名（名称） (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 代 理 人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

4 提 出 の 理 由

5 添付書類の目録

[備考]

- 1 法第5条第1項の規定による通知を受けた後に図面を提出するときは表題を「図面提出書（法第5条第1項の規定による通知を受けた後の図面の提出）」とし、法第17条の規定により図面を提出するときは表題を「図面提出書（法第17条の規定による図面の提出）」とする。
- 2 「提出の理由」の欄には、当該図面は国際出願に含まれていなかったがこれについての記載がされていた旨及び記載されていた箇所を明示する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第13の2（第26条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・令2経産
令92・一部改正）

SUBMISSION OF DRAWINGS

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : _____ Signature _____
Address : _____
Country of nationality : _____
Country of residence : _____

- 3 Agent

Name : _____ Signature _____
Address : _____

- 4 Reason for Submission
- 5 List of Attached Documents

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第13の備考2と同様とする。

様式第13の3（第27条の2及び第28条の3関係）（昭59通産令60・追加、昭60通産令33
・旧様式第13の2線下、平4通産令42・平10通産令57・平13経産令13・平15経産令153・平19
経産令25・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

優先権の主張の追加申請書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あて名

国 籍

住 所

3 代理人

氏名 (署名：_____)

あて名

4 追加して行う優先権の主張の基礎となる出願の表示

[備考]

- 1 「追加して行う優先権の主張の基礎となる出願の表示」の欄には、追加して行う優先権の主張の基礎となる出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載する。優先権の主張の基礎となる出願がARIPOにされた特許出願であるときは、その出願がその国についてされた国のうち、少なくとも一の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関加盟国を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第13の4（第27条の2及び第28条の3関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40
・平4通産令42・平10通産令57・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・令2経産令92
・一部改正）

ADDITION OF PRIORITY CLAIM

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Identification of the Added Priority Application

〔備考〕

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第13の3の備考1と同様とする。

様式第14 削除
 様式第14の2 削除
 様式第15 (第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係)

様式第15 (第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係)

手 続 補 正 書

特許庁長官
 (特許庁審査官 殿)

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人 (代表者)
 - 氏名 (名称) (署名: _____)
 - あ て 名
 - 国 籍
 - 住 所
- 3 代 理 人
 - 氏 名 (署名: _____)
 - あ て 名
- 4 補正命令の日付 . . .
- 5 補 正 の 対 象
- 6 補 正 の 内 容
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 法第6条の規定による命令に基づき補正をするときは表題を「手続補正書 (法第6条の規定による命令に基づく補正)」とし、法第11条の規定により補正をするときは「手続補正書 (法第11条の規定による補正)」とし、令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正 (法第18条第2項 (同項の表3の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。)をするときは「手続補正書 (国際予備審査請求書に係る補正)」とし、第27条の3第1項の規定により補正をするときは「手続補正書 (第27条の3第1項の規定による補正)」とし、第28条第1項の規定による命令に基づき補正をするときは「手続補正書 (第28条第1項の規定による命令に基づく補正)」とし、第50条の3第5項の規定により磁気ディスクを提出するとき又は同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは、「第50条の3第5項の規定による配列表の提出書」とし、第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は同条第11項の規定により所定の配列表を提出するときは、「第50条の3第6項の規定による命令に基づく配列表の提出書」とする。
- 2 提出先は、特許庁審査官が答弁書の提出又は補正の機会を付与した場合にあつては当該特許庁審査官、その他の場合にあつては特許庁長官とする。
- 3 「補正の対象」の欄には、「願書のⅡ. 出願人の欄」のように補正をする書類名と補正をする箇所を記載する。
- 4 「補正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「補正の内容」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正 (請求の範囲について補正する場合を除く。)のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項若しくは第28条第1項に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の配列表又は法第11条の規定による補正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき、若しくは同条第10項の規定により所定の配列表を提出するときは、「補正の内容」の欄に「別紙のとおり」と記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 5 請求の範囲について補正をするときは、当該補正に係る請求の範囲を次のように記載した差替え用紙を添付す

- る。
- イ 新たに請求の範囲を追加するときは、その追加する請求の範囲に補正前の請求の範囲の最後のものに付した番号の次の番号を「○（追加）」のように記載する。
- ロ いずれかの請求の範囲を削除するときは、その削除する請求の範囲に付されている番号を「○（削除）」のように記載する。
- ハ 請求の範囲の数を増減せずに補正するときは、その補正された請求の範囲に補正前の請求の範囲の番号と同一の番号を「○（補正後）」のように記載する。
- 6 第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は同条第11項の規定により所定の配列表を提出するときは、次の要領で記載する。
- イ 「7 添付書類の目録」の欄に次のように記載する。
- | | | |
|-----------|----------|----|
| 7 添付書類の目録 | 1 所定の配列表 | 1 |
| | 2 陳述書 | 1通 |
- ロ 「陳述書」は、原則として次の文例により作成する。「国際出願の表示」の項目は、様式第1備考8に従って記載する。
- (文例)
- 陳述書
- 特許庁長官 殿
- 本書とともに提出する塩基配列又はアミノ酸配列は、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面に記載した事項の範囲を超えていないことを陳述します。
- 令和 年 月 日
- 国際出願の表示
- 発明の名称
- 特許出願人・代理人 (署名：_____)
- ハ 「5 補正の対象」及び「6 補正の内容」の欄は設けない。
- 7 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第15の2 (第27条の3、第28条、第31条及び第50条の3関係)

CORRECTION (AMENDMENT)

To : Commissioner of the Patent Office

(To : Examiner of the Patent Office)

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature _____

Address :

4 Date of Invitation

5 Item to be Corrected (Amended)

6 Subject Matter of Correction (Amendment)

7 List of Attached Documents

[備考]

- 1 法第6条の規定による命令に基づく補正、令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。))の規定により納付すべき手数料の納付の補正を除く。)又は第28条第1項の規定による命令に基づく補正をするときは、表題を「CORRECTION」とし、法第11条又は第27条の3第1項の規定により補正をするときは、表題を「AMENDMENT」とし、第50条の3第5項の規定により磁気ディスクを提出するとき、第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスクを提出するとき又は同条第10項若しくは第11項の規定により所定の配列表を提出するときは、「SUBMISSION OF THE SEQUENCE LISTING」とする。
- 2 「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄には、「As per the attached sheets」のように記載するとともに補正事項を指摘し、補正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、法第11条の規定により明細書、請求の範囲又は図面について補正する場合にあつては、国際出願の出願時における明細書、請求の範囲又は図面における記載のうち、当該補正のための根拠を「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に記載するとともに、請求の範囲を補正する場合にあつては、補正後の請求の範囲の全文を記載したものを差替え用紙として添付しなければならない。また、法第11条の規定による補正(請求の範囲について補正する場合を除く。)のための差替え用紙を添付する場合において、その補正に係る事項が一部の箇所の削除若しくは追加又は軽微な訂正であるときは、用紙に記載した文字の明瞭さ及び用紙の直接複製に影響を及ぼさないことを条件として、先に提出した書類の写しにその補正に係る事項を記載することにより、差替え用紙とすることができる。なお、補正の結果、用紙の全体が削除されることとなる場合、法第6条、令第1条第2項若しくは第28条第1項の規定による命令に基づく手続の補正の場合又は第27条の3第1項の規定による手続の補正の場合であつて、その補正に係る事項についての記録原本への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により法第6条の規定による命令に基づく補正後の配列表又は法第11条の規定による補正後の明細書に記載した配列表を提出するときは、「Subject Matter of Correction (Amendment)」の欄に「As per the attached」のように記載するとともに補正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 3 請求の範囲について補正をするときは、当該補正に係る請求の範囲を次のように記載した差替え用紙を添付する。
 - イ 新たに請求の範囲を追加するときは、その追加する請求の範囲に補正前の請求の範囲の最後のものに付した番号の次の番号を「○(New)」のように記載する。
 - ロ いずれかの請求の範囲を削除するときは、その削除する請求の範囲に付されている番号を「○(Cancelled)」のように記載する。
 - ハ 請求の範囲の数を増減せずに補正するときは、その補正された請求の範囲に補正前の請求の範囲の番号と同一の番号を「○(Amended)」のように記載する。
- 4 第50条の3第6項の規定による命令に基づき磁気ディスク又は同条第11項の規定により所定の配列表を提出す

様式第15の2の2（第28条の3関係）

優先権の回復請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）
 - 氏名（名称）（署名：_____）
 - あ て 名
 - 国 籍
 - 住 所
- 3 代理人
 - 氏 名（署名：_____）
 - あ て 名
- 4 回復を求める優先権
- 5 回復の理由
- 6 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「回復を求める優先権」の欄には、回復を求める優先権に係る出願の出願日、出願番号及び当該出願がされた国名（国内出願の場合）、広域官庁名（広域出願の場合）又は受理官庁名（国際出願の場合）を記載する。優先権の主張の基礎となる出願がARIPOにされた特許出願であるときは、その出願がその国についてされた国のうち、少なくとも一の工業所有権の保護に関するパリ条約の同盟国又は世界貿易機関加盟国を（二以上の優先権の回復を請求するときは、優先権ごとに行を変えて）記載する。
- 2 「回復の理由」の欄には、第28条の3第1項に規定する優先期間内に国際出願をしなかつたことが故意によるものではないことを表明するものとする。また、第28条の3第1項に規定する優先期間内に国際出願を提出することができなかつた理由について簡明に記載する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第15の2の3（第28条の3関係）（平27経産令6・追加、令元経産令38・令2経産令92
・一部改正）

REQUEST TO RESTORE RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Right of priority to be restored
- 5 Reason for restoration
- 6 List of Attached Documents

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の2の4（第28条の3関係）（平27経産令6・追加、令2経産令92・一部改正）

優先権の回復理由書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

4 回復を求める優先権

5 回復の理由

6 添付書類の目録

〔備考〕

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の2の5（第28条の3関係）（平27経産令6・追加、令元経産令38・令2経産令92
・一部改正）

REASON FOR RESTORATION OF RIGHT OF PRIORITY

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Right of priority to be restored
- 5 Reason for restoration
- 6 List of Attached Documents

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第15の2の2の備考1及び2と同様とする。

様式第15の3（第29条の10関係）（平19経産令26・追加、平24経産令65・平27経産令6・令2経産令59・令2経産令92・一部改正）

欠落部分の補充の取下書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あ て 名

国 籍

住 所

- 3 代理人

氏 名 (署名：_____)

あ て 名

- 4 取下げの内容

[備考]

- 1 第29条の10第1項の規定による適当な明細書等の補充の取下げを行うときは表題を「適当な明細書等の補充の取下書」とする。
- 2 「取下げの内容」の欄には、欠落部分の補充又は適当な明細書等の補充の取下げに係る手続補充書の提出日を記載する。この場合において、同一の提出日に2以上の手続補充書があるときは、「手続補充書(1)」のように記載する。
- 3 同時に2以上の欠落部分の補充の取下書を提出するときは、その欠落部分の補充の取下書に、「欠落部分の補充の取下書(1)」、「欠落部分の補充の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。
- 4 同時に2以上の適当な明細書等の補充の取下書を提出するときは、その適当な明細書等の補充の取下書に、「適当な明細書等の補充の取下書(1)」、「適当な明細書等の補充の取下書(2)」のように番号をつけて区別する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第15の4（第29条の10関係）（平19経産令26・追加、平24経産令65・平27経産令6・令
元経産令38・令2経産令59・令2経産令92・一部改正）

WITHDRAWAL OF FURNISHED PART

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Subject Matter of Withdrawal

[備考]

様式第1の備考1から10、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3
の備考1、3及び4、様式第11の7の備考3並びに様式第15の3の備考1から
4までと同様とする。

様式第16 (第35条関係) (昭56通産令58・平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・令2経産令92・一部改正)

抗 弁 書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人 (代表者)

氏 名 (名称) (署名: _____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 代 理 人

氏 名 (署名: _____)

あ て 名

4 通知の日付 . . .

5 抗弁の内容

6 添付書類の目録

[備考]

様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第16の2（第35条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平13経産
令13・平19経産令26・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

ARGUMENT

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Date of Notification
- 5 Subject Matter of Argument
- 6 List of Attached Documents

[備考]

様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第17（第36条関係）（平4通産令42・平15経産令153・令2経産令92・一部改正）

国際出願（指定国の指定、優先権の主張）取下書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あて名

国籍

住所

3 代理人

氏名 (署名：_____)

あて名

4 取下げの内容

5 添付書類の目録

[備考]

1 「取下げの内容」の欄には、国際出願を取り下げるときは「国際出願を取り下げる」と、国内特許を受けようとする指定国の指定を取り下げるときは「〇〇国の指定を取り下げる」と、広域特許を受けようとする指定国の指定を取り下げるときは「広域特許を受けようとする〇〇国の指定を取り下げる」と、優先権の主張を取り下げるときは「〇〇〇〇に基づく優先権の主張を取り下げる」と記載する。

2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第17の2（第36条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平15経産令153・令2経産令92・一部改正）

WITHDRAWAL OF THE INTERNATIONAL APPLICATION
(OF DESIGNATION, OF PRIORITY CLAIM)

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature _____

Address :

4 Subject Matter of Withdrawal

5 List of Attached Documents

[備考]

- 1 「Subject Matter of Withdrawal」の欄には、国際出願を取り下げるときは「The withdrawal of the International Application」と、指定国の指定を取り下げるときは「The withdrawal of the designation(s) of ○○ for a national patent (a European patent, an OAPI patent)」と、優先権の主張を取り下げるときは「The withdrawal of the claim of the priority(ies) of ○○○○」と記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第18（第43条関係）

【書類名】 手数料追加納付書（国際調査に係る追加納付）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【追加納付の命令に係る発明の数】

【追加納付の命令に係る金額】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】 調査手数料

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 「【手数料の表示】」の欄については、手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載し、「（【予納台帳番号】）」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【納付金額】」には手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「（【予納台帳番号】）」を「【指定立替納付】」とし、「【納付金額】」には納付する手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、工業所有権の手数料等を現金により納付する場合における手続に関する省令（平成8年通商産業省令第64号。以下「現金手続省令」という。）第5条の規定による納付書（以下「納

付書」という。)によるときは、「【手数料の表示】」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【納付金額】」には納付した手数料の額を記載し、歳入徴収官事務規程(昭和27年大蔵省令第141号。以下「事務規程」という。)別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、特例法施行規則第41条の9第1項に規定する納付情報(以下「納付情報」という。)によるときは、「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載し、「【納付金額】」には納付した手数料の額を記載する。

- 2 「【追加納付の命令に係る金額】」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。
- 3 第83条第4項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【提出物件の目録】」の欄の上に「【その他】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第18の2 (第43条関係)



PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL SEARCH

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Designated Amount of the Additional Fee

Yen

7 Amount of the Additional Fee

Yen

8 List of Attached Documents

〔備考〕

- 1 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Current Account」と記載し、その横に予納台帳の番号を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「Amount of the Additional Fee」の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Kouza-Furikae」と記載し、その横に振替番号を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「Applicant (Common Representative)」の欄 (代理人が手続を行う場合は「Agent」の欄) に「(Identification Number)」の欄を設けて識別番号を記載し、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Credit Card Payment」と記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification Number)」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証 (特許庁提出用) を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Amount of the Additional Fee」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Denshi-Genkin-Noufu」と記載し、その横に納付番号を記載する。
- 2 「Designated Amount of the Additional Fee」の欄には、手数料の追加の納付を求められた金額を記載する。
- 3 「Amount of the Additional Fee」の欄には、納付する手数料の額を記載する。
- 4 第83条第4項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 5 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第19（第44条関係）

【書類名】 陳述書

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【追加手数料異議申立人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【追加納付の命令に係る発明の数】

【追加納付の額】

【追加手数料異議の申立ての趣旨】

【追加手数料異議の申立ての理由】

【備考】

- 1 「【追加手数料異議の申立ての趣旨】」の欄には、「追加納付に係る手数料何円の返還を求める。」のように記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1から3まで、5から11まで、13及び15から20までと同様とする。この場合において、様式第3の備考13中「【出願人】」とあるのは、「【追加手数料異議申立人】」と読み替えるものとする。

様式第19の2 (第44条関係)

STATEMENT

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature_____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature_____

Address :

4 Number of Additional Inventions

5 Amount of Additional Fee Yen

6 Purport of Protest

7 Reason for Protest

〔備考〕

1 「Purport of Protest」の欄には、「I/We request that〇〇Yen paid for the additional fee be refunded.」のように記載する。

2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第20の3 (第49条の2関係)

文献の写しの請求書



()

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人 (代表者)

(識別番号)

氏名 (名称)

(署名: _____)

あ て 名

国 籍

住 所

3 代理人

(識別番号)

氏 名

(署名: _____)

あ て 名

4 請求に係る文献名

5 請求の理由

6 添付書類の目録

[備考]

- 手数料を特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「予納台帳番号」の欄を設けて、予納台帳の番号を記載し、「予納台帳番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「請求の理由」の欄の次に「振替番号」の欄を設けて、振替番号を記載し、「振替番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「出願人 (代表者)」の欄 (代理人が手続を行う場合は「代理人」の欄) に「識別番号」の欄を設けて、識別番号を記載し、「請求の理由」の欄の次に「支払方法」の欄を設けて、「指定立替納付」と記載し、「支払方法」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(識別番号)」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証 (特許庁提出用) を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「請求の理由」の欄の次に「納付番号」の欄を設けて、納付番号を記載し、「納付番号」の欄の次に「納付金額」の欄を設けて、納付した手数料の額を記載する。
- 第83条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「添付書類の目録」の欄の上に「その他」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第20の4（第49条の2関係）

REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED IN INTERNATIONAL SEARCH REPORT

特許 印紙 ()

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

4 Name of the Document

5 Reason of the Request

6 List of Attached Documents

〔備考〕

- 国際予備審査報告に記載された文献の写しを請求する場合にあつては、表題を「REQUEST FOR COPIES OF DOCUMENTS CITED IN INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION REPORT」とする。
- 手数料の特許印紙により納付するときは、その金額の特許印紙をこの書類の左上部にはり、その下にその額を括弧をして記載する。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Current Account」と記載し、その横に予納台帳の番号を記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Kouza-Furikae」と記載し、その横に振替番号を記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「Applicant (Common Representative)」の欄（代理人が手続を行う場合は「Agent」の欄）に「(Identification number)」の欄を設けて、識別番号を記載し、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Credit Card Payment」と記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、納付すべき手数料の額を記載する。ただし、識別番号の通知を受けていない者については、「(Identification number)」の欄は設けるには及ばない。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証（特許庁提出用）を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「Reason of the Request」の欄の次に「Mode of Payment」の欄を設けて、「Denshi-Genkin-Noufu」と記載し、その横に納付番号を記載し、「Mode of Payment」の欄の次に「Amount of the Fee」の欄を設けて、納付した手数料の額を記載する。
- 第83条第2項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第二十一 削除
様式第二十一の二 削除
様式第21の3 (第53条の2関係)

様式第21の3 (第53条の2関係) (平15経産令153・追加、令元経産令15・令2経産令92・一部改正)

国際予備審査開始延期請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人 (代表者)
氏名 (名称) (署名: _____)
あて名
国 籍
住 所
- 3 代理人
氏 名 (署名: _____)
あて名
- 4 国際予備審査開始延期請求の趣旨

[備考]

- 1 「国際予備審査開始延期請求の趣旨」の欄には、第51条の2第1項に規定する期間が満了した時に国際予備審査を開始するよう希望する旨を記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第22（第59条関係）

様式第22（第59条関係）

【書類名】 手数料追加納付書（国際予備審査に係る追加納付）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【追加納付の命令に係る発明の数】

（【減縮する請求の範囲】）

【追加納付の命令に係る金額】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】 予備審査手数料

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは「【書類名】」を「請求の範囲の減縮書」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、「【書類名】」を「請求の範囲の減縮及び手数料追加納付書」とする。
- 2 「【減縮する請求の範囲】」の欄には、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「請求の範囲第何項」のように特定して記載する。ただし、請求の範囲を減縮しないときは、欄を設けるには及ばない。
- 3 第83条第5項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【提出物件の目録】」の欄の上に「【その他】」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで、様式第11の7の備考3並びに様式第18の備考1及び2と同様とする。

様式第22の2 (第59条関係)

特 許 印 紙	PAYMENT OF ADDITIONAL FEE FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION
------------	--

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

4 Date of Invitation

5 Number of Additional Inventions

6 Claim to be Restricted

7 Designated Amount of the Additional Fee Yen

8 Amount of the Additional Fee Yen

9 List of Attached Documents

【備考】

- 1 国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮するときは表題を「RESTRICTION OF CLAIM」とし、国際予備審査を受けようとする請求の範囲を減縮し、かつ、手数料を追加して納付するときは、表題を「RESTRICTION OF CLAIM AND PAYMENT OF ADDITIONAL FEE」とする。
- 2 「Claim to be Restricted」の欄には、国際予備審査を受けようとする請求の範囲のうち、減縮する請求の範囲を「Claim(s) Number ○」のように特定して記載する。ただし、請求の範囲を減縮しないときは、欄を設けるには及ばない。
- 3 第83条第5項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第18の2の備考1から3までと同様とする。

様式第23（第62条関係）（平28経産令36・全改）

【書類名】 答弁書

【あて先】 特許庁審査官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【通知の日付】

【答弁の内容】

【提出物件の目録】

【物件名】

〔備考〕

様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第23の2（第62条関係）（昭60通産令33・追加、平4通産令42・平13経産令13・平15経産令153・平19経産令26・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

REPLY (ARGUMENT)

To : Examiner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature_____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature_____

Address :

4 Date of Notification

5 Subject Matter of Reply (Argument)

6 List of Attached Documents

[備考]

- 1 表題は、法第13条又は第55条の2の答弁書にあつては「REPLY」、第61条の2の答弁書にあつては「ARGUMENT」とする。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第24（第66条関係）（平4通産令42・旧様式第25繰上・一部改正、令2経産令92・一部改正）

国際予備審査開始申出書

特許庁長官 殿

1 国際出願の表示

2 出願人（代表者）

氏名（名称） (署名：_____)

あて名

国籍

住所

3 代理人

氏名 (署名：_____)

あて名

4 申出の趣旨

〔備考〕

- 1 「申出の趣旨」の欄には、国際予備審査の開始を希望する旨及び「条約第19条の規定による補正をしない。」と記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第24の2（第66条関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・一部改正、平4通産令42
・旧様式第25の2繰上・一部改正、令2経産令92・一部改正）

NOTIFICATION OF REQUEST FOR START OF INTERNATIONAL
PRELIMINARY EXAMINATION

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Purport of Notification

[備考]

- 1 「Purport of Notification」の欄には、国際予備審査の開始を希望する旨及び「no wish to make such amendments under Article 19」と記載する。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第25 削除
 様式第25の2 削除
 様式第26 (第77条関係)

様式第26 (第77条関係)

明らかな誤りの訂正請求書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人 (代表者)
 - 氏名 (名称) (署名: _____)
 - あ て 名
 - 国 籍
 - 住 所
- 3 代 理 人
 - 氏 名 (署名: _____)
 - あ て 名
- 4 訂 正 の 対 象
- 5 訂 正 の 内 容

[備考]

- 1 「訂正の対象」の欄には、「願書のII. 出願人の欄」のように訂正をする書類名と訂正をする箇所を記載する。
- 2 「訂正の内容」の欄には、「別紙のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により第77条第1項の規定による訂正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定に基づき所定の配列表を提出するときは、「訂正の内容」の欄に「別紙のとおり」と記載するとともに訂正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 3 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21並びに様式第2の3の備考1、3及び4と同様とする。

様式第26の2 (第77条関係)

REQUEST FOR RECTIFICATION OF OBVIOUS MISTAKE

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature_____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

Name : Signature_____

Address :

4 Item to be Rectified

5 Subject Matter of Rectification

〔備考〕

- 1 「Item to be Rectified」の欄には、「Box No. II APPLICANT of the Request」のように訂正をする書類名と訂正をする箇所を記載する。
- 2 「Subject Matter of Rectification」の欄には、「As per the attached sheets」と記載するとともに訂正事項を指摘し、訂正のための差替え用紙を別紙として添付する。ただし、その訂正に係る事項についての記録原本及び訂正の対象とする書類への書き換えが容易にできるときは差替え用紙によることを要しない。また、第50条の3第5項の規定により第77条第1項の規定による訂正後の配列表を記録した磁気ディスクを添付して提出するとき又は同条第10項の規定に基づき所定の配列表を提出するときは、「Subject Matter of Rectification」の欄には「As per the attached」のように記載するとともに、訂正事項を指摘し、差替え用紙の添付は不要とする。
- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1並びに様式第2の4の備考2及び3と同様とする。

様式第26の3（第77条の2関係）（昭55通産令33・追加、昭56通産令58・一部改正、昭60通産令33・旧様式第26の2繰下、平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

書類の不備の補足書

特許庁長官 殿

- 1 国際出願の表示
- 2 出願人（代表者）

氏名（名称）	（署名：_____）
あて名	
国籍	
住所	
- 3 代理人

氏名	（署名：_____）
あて名	
- 4 補足命令の日付
- 5 補足の対象
- 6 補足の内容
- 7 添付書類の目録

〔備考〕

- 1 「補足の対象」の欄には、「国際予備審査開始申出書の出願人の欄」のように不備の補足をする書類名及び補足をする箇所を記載する。
- 2 「補足の内容」の欄には、補足事項を明確に記載する。
- 3 補足事項を別紙を用いて表示するときは、「補足の内容」の欄には「別紙のとおり」と記載するとともに補足事項を指摘し、補足のための差替え用紙を別紙として添付する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から10まで、12から15まで、17、18、20及び21、様式第2の3の備考1、3及び4並びに様式第11の7の備考3と同様とする。

様式第26の4（第77条の2関係）（昭60通産令33・追加、昭63通産令40・平4通産令42・平13経産令13・平19経産令26・平27経産令6・令2経産令92・一部改正）

REMEDY FOR OMISSION IN DOCUMENT

To : Commissioner of the Patent Office

- 1 Identification of the International Application
- 2 Applicant (Common Representative)

Name : Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

- 3 Agent

Name : Signature _____

Address :

- 4 Date of Invitation
- 5 Item to be Remedied
- 6 Subject Matter of Remedy
- 7 List of Attached Documents

[備考]

- 1 「Item to be Remedied」の欄には、「Applicant's column of notification of request for start of International Preliminary Examination」のように不備の補足をする書類名及び補足をする箇所を記載する。
- 2 補足事項を別紙を用いて表示するときは、「Subject Matter of Remedy」の欄には「As per the attached sheets」と記載するとともに補足事項を指摘し、補足のための差替え用紙を別紙として添付する。
- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3並びに様式第26の3の備考2と同様とする。

様式第27（第78条関係）

様式第27（第78条関係）

【書類名】 手数料納付書（国際出願に関する手数料の納付）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

（【識別番号】）

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

（【識別番号】）

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【郵便番号】

【国名】

【手数料の表示】

（【予納台帳番号】）

【手数料の種類】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

【備考】

- 1 国際予備審査の請求をする者が納付するときは、「【書類名】」を「手数料納付書（国際予備審査に関する手数料の納付）」とする。
- 2 「【手数料の表示】」の欄の「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、納付する手数料の種類が2以上あるときは、次のように「【手数料の種類】」及び「【納付金額】」の欄を繰り返し設けて記載する。
 - 【手数料の種類】
 - 【納付金額】
 - 【手数料の種類】
 - 【納付金額】
- 3 第83条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「【提出物件の目録】」の欄の上に「【その他】」の欄を設けて、「○／○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで並びに様式第18の備考1と同様とする。

様式第27の2 (第78条関係)

特許 印紙

PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL APPLICATION

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

4 Kind of Fee and Amount

5 List of Attached Documents

〔備考〕

- 1 国際予備審査の請求をする者が納付するときは表題「PAYMENT OF FEES FOR INTERNATIONAL PRELIMINARY EXAMINATION」とする。
- 2 「Kind of Fee and Amount」の欄には「Transmittal Fee」、「International Filing Fee」、「Search Fee」、「Preliminary Examination Fee」、「Handling Fee」のように納付する手数料の種類を記載し、その横に納付する手数料の額を記載する。
- 3 第83条第3項の規定により国と国以外の者の共有に係る出願であつて、国以外の者の持分の割合に乗じて得た額を納付するときは、「List of Attached Documents」の欄の上に「other」の欄を設けて、「○/○」のように国以外の全ての者の持分の割合を記載する。
- 4 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3並びに様式第18の2の備考1と同様とする。この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。

様式第27の3 削除
 様式第28 削除
 様式第28の2 削除
 様式第29 (第31条の2関係)

様式第29(第31条の2関係)

【書類名】 手数料補正書

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【出願人】

(【識別番号】)

【氏名又は名称(日本語)】

【氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】

【国籍】

【住所】

【代理人】

(【識別番号】)

【弁理士】

【氏名又は名称(日本語)】

【氏名又は名称(英語)】

【あて名(日本語)】

【あて名(英語)】

【郵便番号】

【国名】

【命令の日付】

【手数料補正】

【補正対象書類名】

(【予納台帳番号】)

【手数料の種類】

【納付金額】

【提出物件の目録】

【物件名】

[備考]

- 令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)をするときは、「【書類名】」を「手続補正書(国際予備審査請求書に係る補正)」とする。
- 「【手数料補正】」の欄については、納付すべき不足手数料の額の特許印紙をはるときは、その下に特許印紙の額を括弧をして記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱

手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載し、「(【予納台帳番号】)」の欄は設けるには及ばない。特例法施行規則第40条第2項の規定により特例法第15条第1項の規定による手続に係る申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【予納台帳番号】」には予納台帳の番号を、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第4項の規定により口座振替による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「(【予納台帳番号】)」を「【振替番号】」とし、振替番号を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付する場合であつて、特例法施行規則第40条第5項の規定により指定立替納付者による納付の申出を行うときは、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「(【予納台帳番号】)」を「【指定立替納付】」とし、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付すべき不足手数料の額を記載する。法第18条第3項において準用する特許法第195条第8項ただし書の規定により、現金により不足手数料を納付した場合であつて、納付書によるときは、「【手数料補正】」の欄の「(【予納台帳番号】)」を「【納付書番号】」とし、納付書番号を記載し、「【補正対象書類名】」には「願書」、「国際予備審査請求書」のように補正する書類名を記載し、「【手数料の種類】」には「送付手数料」、「国際出願手数料」、「調査手数料」、「予備審査手数料」、「取扱手数料」のように納付する手数料の種類を記載し、「【納付金額】」には納付した不足手数料の額を記載し、事務規程別紙第4号の12書式の納付済証(特許庁提出用)を別の用紙にはるものとし、納付情報によるときは、「(【予納台帳番号】)」を「【納付番号】」とし、納付番号を記載する。

- 3 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から11まで、13及び15から20まで、様式第11の7の備考3並びに様式第27の備考2と同様とする。

様式第29の2 (第31条の2関係)

様式第29の2 (第31条の2関係)

CORRECTION OF FEES

To : Commissioner of the Patent Office

1 Identification of the International Application

2 Applicant (Common Representative)

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

Country of nationality :

Country of residence :

3 Agent

(Identification Number) :

Name :

Signature _____

Address :

4 Date of Invitation

5 Kind of Fee and Amount

6 List of Attached Documents

(1) (patent revenue stamps (receipt of revenue) ; 1 copy)

[備考]

- 1 令第1条第2項の規定による命令に基づく手続の補正(法第18条第2項(同項の表3の項に掲げる部分に限る。)の規定により納付すべき手数料の納付の補正に限る。)をするときは、表題を「CORRECTION」とする。
- 2 その他は、様式第1の備考1から5まで、9、13、14、20及び21、様式第1の2の備考1から5まで、7及び8、様式第2の3の備考1、様式第2の4の備考2及び3、様式第11の7の備考3、様式第18の2の備考1並びに様式第27の2の備考2と同様とする。この場合において、様式第18の2の備考1中「Amount of the Additional Fee」とあるのは「Kind of Fee and Amount」と読み替えるものとする。

様式第30（第84条関係）（平31経産令12・追加）

【書類名】 手数料軽減申請書（調査手数料等）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願日】

【書類記号】

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【手数料軽減に関する内容】

（【持分の割合】）

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

（【持分の割合に関する特記事項】）

〔備考〕

- 1 「【国際出願の表示】」の欄の「【国際出願日】」には、その国際出願の提出日を日月年の順に「〇〇. 〇〇. 〇〇〇〇提出の国際出願」のように記載するとともに、書類記号（願書に記載されている場合に限る。）を併せて記載する。ただし、願書に書類記号が記載されていないときは、「【書類記号】」の欄を「【発明の名称】」とし、その願書に記載されている発明の名称を記載する。
- 2 「【軽減を申請する者】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【手数料軽減に関する内容】

【持分の割合】

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【手数料軽減に関する内容】

【持分の割合】

- 3 「【手数料軽減に関する内容】」の欄には、「特許法施行令第10条第○号○に掲げる者に該当する者である。」のように軽減を受ける旨を記載する。
- 4 【持分の割合】の欄には、「持分○/○」のようにその者の持分の割合を記載する。
- 5 「【代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、次のように欄を繰り返し設けて記載する。

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

- 6 復代理人によるときは「【代理人】」の欄の次に「【復代理人】」の欄を設けて、その欄に「【弁理士】」、「【氏名又は名称（日本語）】」、「【氏名又は名称（英語）】」、「【あて名（日本語）】」、「【あて名（英語）】」の欄を設けて、「氏名又は名称（日本語）」、「氏名又は名称（英語）」、「あて名（日本語）」、「あて名（英語）」を記載する。「【復代理人】」の欄に記載すべき者が2人以上あるときは、備考5と同様とする。この場合において、「【代理人】」とあるのは、「【復代理人】」と読み替えるものとする。
- 7 軽減を申請する者と軽減を申請する者以外の者の共有に係る出願であるときは、「【代理人】」の欄の次に「【持分の割合に関する特記事項】」の欄を設けて、「○/○」のように軽減を申請する者以外の全ての者の持分の割合を記載する。

- 8 その他は、様式第1の備考1から5まで、20及び21並びに様式第3の備考1、2、6から8まで、15、16、19及び20と同様とする。

様式第31（第84条関係）（平31経産令12・追加）

【書類名】 手数料軽減申請書（予備審査手数料）

【あて先】 特許庁長官 殿

【国際出願の表示】

【国際出願番号】

【軽減を申請する者】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

【手数料軽減に関する内容】

（【持分の割合】）

【代理人】

【弁理士】

【氏名又は名称（日本語）】

【氏名又は名称（英語）】

【あて名（日本語）】

【あて名（英語）】

（【持分の割合に関する特記事項】）

〔備考〕

様式第1の備考1から5まで、20及び21、様式第3の備考1から3まで、6から8まで、15、16、19及び20並びに様式第30の備考2から7までと同様とする。